平成19年8月1日発行（毎月1回1日発行）昭和46年7月12日第3種郵便物認可　CROP第449号別冊付録　JA堺市 ディスクロージャー誌

Disclosure

ディスクロージャー

2007

— JA理解が深まることを願って —

堺市農業協同組合

はじめに

ＪＡ堺市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当ＪＡに対するご理解を一層深めていただくために、当ＪＡの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者の皆さまのためにわかりやすくまとめた「2007ディスクロージャー誌」を作成いたしました。

皆さまが当ＪＡの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年7月　堺市農業協同組合

ＪＡのプロフィール

◇設　　立	昭和44年3月	◇組合員数	19,488人
◇本所所在地	堺市西区上野芝町	◇役員数	31人
◇出資金	10億円	◇職員数	281人
◇総資産	3,341億円	◇支所・営農センター数	22カ所
◇単体自己資本比率	19.53％		

※平成19年3月31日現在

Disclosure　もくじ

ごあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・1

【事業活動の案内】

1．経営理念・・・・・・・・・・・・・2
2．経営方針・・・・・・・・・・・・・2
3．経営管理体制・・・・・・・・・・・2
4．農業振興活動・・・・・・・・・・・3
5．地域貢献情報等・・・・・・・・・・3
6．事業の概況・・・・・・・・・・・・4
7．事業活動のトピックス・・・・・・・6
8．リスク管理の状況・・・・・・・・・8
9．自己資本の状況・・・・・・・・・・9
10．主な事業の内容・・・・・・・・・10

【経営資料】

Ⅰ　決算の状況・・・・・・・・・・・20
Ⅱ　損益の状況・・・・・・・・・・・31
Ⅲ　事業の概況・・・・・・・・・・・33
Ⅳ　経営指標・・・・・・・・・・・・42
Ⅴ　自己資本の充実の状況・・・・・43

【ＪＡの概要】

1．機構図・・・・・・・・・・・・・52
2．役員一覧・・・・・・・・・・・・53
3．組合員数・・・・・・・・・・・・53
4．組合員組織の状況・・・・・・・・53
5．特定信用事業代理業者の状況・・53
6．地区一覧・・・・・・・・・・・・54
7．店舗一覧・・・・・・・・・・・・55
8．沿革・あゆみ・・・・・・・・・・56

用語の説明

（50音順）

●大阪エコ農産物
農薬の使用回数、化学肥料（チッソ・リン酸）の使用量が大阪府内の標準的な使用回数・量の半分以下になるよう府が基準を設定し、基準以下で栽培される農産物を大阪エコ農産物として府が認証するもの

●オペレーショナル・リスク
職員の事務事故やシステム障害などによるリスクのことをいう。新BIS規制では、1年間の粗利益に15％を乗じて得た値の直近3年間の平均値をオペレーショナルリスクとする

●キャッシュ・フロー
一定期間内に企業が出し入れした資金の額

●コンプライアンス
法令順守。企業が「消費者契約法」などに定められた民事ルールや行政規制などの取り締まりルールを守るだけでなく、その実効性を高めるために自主行動基準を設定し、企業内倫理を確立し、順守すること

●新ＢＩＳ規制
2007年から導入された国際基準の自己資本比率規制

●トレーサビリティーシステム
農産物や加工食品が、生産から流通にいたるまでの生産過程および供給過程を追跡確認する仕組み

●ライフ・アドバイザー（LA）
ＪＡ共済についての専門的知識をもち、相談に応えられる相談員

●リスク
損失や不都合を生む可能性を指す。総括して「危険性」のこと

●リスク・アセット
定められた危険率に応じて配分した金融資産

●ＩＣキャッシュカード
偽造や不正な読み取りが困難なＩＣ（半導体集積回路）を内蔵し、高い安全性を確保したカード

※1．本冊子は農協法第54条の3第1項に基づき作成したディスクロージャー資料です。
※2．計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。
※3．平成19年3月期から新ＢＩＳ規制（第3の柱）が適用されることにともない、平成19年3月23日金融庁・農林水産省告示第4号「農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示項目」が制定され、ディスクロージャーの開示項目（上記目次の「Ⅴ　自己資本の充実の状況」）が追加されました。そのため、当組合のディスクロージャー誌もそれに応じて、全面的な見直しを実施し、開示項目の追加、記載順序・表形式の変更などを行っております。

ごあいさつ

堺市農業協同組合
代表理事組合長
津塩壽郎

平素は、ＪＡ堺市をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当ＪＡは発足以来、堅実で健全な経営を基本理念に、組合員のみなさまをはじめ地域のみなさまの豊かな暮らしの実現に向けて、常に良質なサービスと情報の提供につとめてきました。

近年のＪＡをめぐる情勢は、わが国の金融・経済動向の影響を受けて大変厳しいものがあります。また、農業を取り巻く環境は、食の安全・安心を確保する機能の発揮が求められるとともに、地産地消運動の高まりをうけて地域農業振興に向けた取り組みが重要となっています。

このような情勢のなかにあってＪＡ堺市は、各事業に積極的に取り組み、当初計画通りの実績をあげることができました。経営の健全性を示す指標とされる自己資本比率は、平成18年度末で19.53%とＪＡグループが目標とする国際業務を行う金融機関に課せられた８％基準を大幅に上回ることができました。

また、大阪エコ農産物「泉州さかい育ち」の販売支援を行うとともに、ハーベストの丘農産物直売所では、販売するすべての農産物に生産履歴情報の提出を求めるなど「安全・安心」な農産物の生産と提供につとめました。

本誌『ディスクロージャー誌』は、当ＪＡの取り組みや経営内容を正しくご理解いただき、当ＪＡへの信頼度が一層深まることを願って作成しました。誌面では、ＪＡの特徴といえます信用・共済・購買など総合事業の内容を、経営方針や近年の業績、現在の状況などを含めて説明しています。ご一読いただき、みなさまと当ＪＡとのつながりが、より強固なものとなることを願っています。

農業・ＪＡ経営を取り巻く情勢はなお厳しさを増していますが、ＪＡ堺市は組合員の“営農とくらし”を守り、地域社会に貢献できる諸活動を積極的に展開します。また、ＪＡ・信連・農林中金が一体となった事業推進と良質で高度な金融機能サービスの実現を目指す「ＪＡバンクシステム」の一員として、継続して経営の健全化・効率化をはかり、みなさまから一層「信用・信頼」され、支持されるＪＡづくりにつとめます。

今後とも、みなさまには一層のご支援ご協力をいただけますよう、心からお願い申しあげます。

平成19年７月

事業活動の案内

1. 経営理念

●ＪＡ堺市は、農業振興を通じて、「食」「農」「緑」を守り、かけがえのない自然を次世代に引き継ぎます。

●ＪＡ堺市は、高い倫理観と責任感を持ち、地域社会に貢献できる事業と組織づくりに取り組みます。

2. 経営方針

◆基本方針

『ＪＡ活動と地域社会の共生』

豊かな暮らしと社会に貢献できるように事業改革を継続し、「安全・安心」を提供し、組合員・地域に役立つＪＡをめざします。

◆基本目標

1．都市農業の振興と豊かな地域社会づくり

地域の特性を生かした都市農業の振興と「安全・安心」な農産物の提供を通じて、「食」「農」「環境」を守り、安心して暮らせる豊かな地域社会づくりにつとめます。

2．組織基盤の拡充と事業・経営管理の強化

郵政民営化による競争激化が予想されるなか、組合員化推進による組織基盤の拡充と事業の活性化をすすめます。コンプライアンス（法令順守）やリスク管理の徹底による内部統制の確立に取り組み、地域住民の期待と信頼にこたえられるＪＡづくりにつとめます。

3. 経営管理体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が、組合の業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督を行っています。

また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、組合員組織や女性会などから理事の登用を行っています。また、信用事業には専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、経営管理の強化をはかっています。

4. 農業振興活動

◇営農センターに営農経済渉外担当者９名を配置して安全・安心な農産物の生産指導を実施
◇大阪エコ農産物認証制度に基づく堺ブランド農産物「泉州さかい育ち」の生産推進
◇「定年帰農者等登録制度」など農業の担い手確保に取り組む
◇「ハーベストの丘農産物直売所」（堺市農業公園「交流施設」）の指定管理者として運営
◇毎年11月23日に市・市農業委員会と共催の「堺市農業祭」（平成18年度８万人来場）を開催
◇学校給食および「ハーベストの丘農産物直売所」へ地元集荷米の全量供給を実施して、地産地消を実践
◇「ハーベストの丘農産物直売所」に出荷する全農産物の生産履歴記帳制度を実施
◇堺ブランド農産物「泉州さかい育ち」生産履歴情報をホームページ上に公開

5. 地域貢献情報等

（１）全般に関する事項

当組合は、堺市（美原区の一部を除く）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化等に資する地域金融機関です。

また、当組合の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や各種サービスを通じた社会貢献に努めています。

（２）地域からの資金調達の状況

当組合の平成19年３月末の貯金残高は、311,383百万円で、組合員・利用者の皆さまの計画的な資産作りをお手伝いするため、目的や期間に応じた各種貯金の取り扱いをしています。

（３）地域への資金供給の状況

当組合の平成19年３月末の貸出金残高は、54,204百万円で、当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としています。当組合では資金を必要とする組合員の皆さまや、地方公共団体などにご利用いただいています。

（４）文化的・社会的貢献に関する事項

＜主なもの＞

○堺市教育委員会を通じて市内全小学校に小学３年生用教育副読本「わたしたちの農業」を寄贈
○管内小学校（92校）にＪＡグループの子供雑誌「ちゃぐりん」を毎月贈呈
○『堺市小学校夏休み児童作品コンクール』（後援：堺市、堺市教育委員会）を毎年開催
○税理士による無料税務相談会の実施（本所にて毎週火曜日および毎月第２木曜日（一部月を除く））
○弁護士による無料法律相談会の実施（本所にて毎月第１・３木曜日および第４土曜日（一部月を除く））
○各支所に年金友の会を設置するとともに同連絡協議会主催で毎年講演会を開催
　平成18年度講師　タレント　島田　洋七氏　演題「明るく元気になるために」
○各支所に資産管理研究会を設置するとともに同連絡協議会主催で毎年講演会を開催
　平成18年度講師　農中信託銀行主席財務コンサルタント　香取　昂宏氏　演題「資産継承のための相続・遺言の研究」
○組合員に広報誌『ＣＲＯＰ（くらっぷ）』を毎月郵送し、各種情報を提供
○インターネット上にＪＡ堺市のホームページを開設し、組合員・利用者へ各種情報を提供

6. 事業の概況

経営環境

平成18年度のわが国経済は、原油価格の高騰が懸念されましたが、米国経済や中国の好景気により、日銀のゼロ金利解除後も輸出や大企業の設備投資を中心に緩やかな成長を続けました。一方、都市銀行の不良債権処理に見通しがつき、安定した収益性の向上のため個人取引への事業拡大が強まってきました。

農業を取り巻く環境は、輸入農産物の増大による価格低迷のなか、平成18年には「担い手経営安定法」が成立するなど、安定した農業経営の振興に向けた施策の集中がすすめられています。また、「食育基本法」のもと「安全・安心」な農産物へのニーズの高まりや市民農園や農産物直売所の興隆などが見られ、農業の持つ多面的な役割や魅力に関心を持つ消費者・地域住民への対応が求められています。

一方、ＪＡをめぐる情勢は、10月に予定されている郵政民営化をひかえ、大手金融機関も含めた個人取引先の囲い込み競合が激化するなかで、安定した取引先の拡大と自己運用力の強化による経営の安定が求められています。

このような中でＪＡ堺市は、「信用・信頼」されるＪＡづくりをめざし、「ＪＡバンクシステム」の一員として良質で高度な金融機能サービスの提供につとめ、コンプライアンス（法令順守）を基本とした積極的な事業活動を展開しました。

また、大阪エコ農産物「泉州さかい育ち」の販売支援を行うとともに、ハーベストの丘農産物直売所では、販売するすべての農産物に生産履歴情報の提出を求めるなど「安全・安心」な農産物の生産と提供につとめました。

◆指導事業

〔営農指導〕

消費者の求める新鮮で安全な地場農産物の供給をはかるため、大阪エコ農産物認証制度に基づく堺ブランド農産物「泉州さかい育ち」の生産推進を行うとともに、徹底した生産履歴記帳指導と農薬の安全使用に取り組みました。

兼業農家対策では、営農センターを拠点として、田植えや稲刈りなど各種請負事業の拡充と、不耕作農地の解消につとめました。

また、営農経済渉外担当者による営農指導体制の充実をはかるとともに、購買店舗に設置した営農相談コーナーにおいて、専門的な営農指導に取り組みました。

〔農政活動〕

環境保全や景観形成など、農業の持つ多面的機能の発揮を通じて、地域社会との共生につとめるため、『第５次地域農業振興計画』の普及と実践に取り組むとともに、優良な農業生産基盤の確保や、認定農業者を中心とした担い手対策を実践しました。

「水田農業構造改革対策」では、行政と連携して、目標面積達成に向けた対応を実施した結果、生産調整目標を達成することができました。

また、市民に潤いを提供し農業・農業者とのふれあいを深める場として、市民農園・体験農園の開設や、第31回堺市農業祭を開催（11月23日大仙公園、８万人来場）しました。

〔相談活動〕

組合員の農地保全と資産管理への対応を強化するとともに、行政・ＪＡグループとの連携をはかり、弁護士・税理士による個別相談を実施しました。

生活文化活動では、女性会会員の主体的な取り組みによる各種研修会や講習会の開催、ならびに年金友の会活動の実施支援に取り組みました。

組合員・地域住民の健康管理活動として、継続して取り組んでいる組合員健康診断には1,215人が受診し、生活習慣病の早期発見・予防につとめました。

◆経済・販売事業

営農・経済が一体となった事業の展開をはかるため、営農経済渉外担当者と連携した指導購買につとめました。供給拠点として購買店舗・購買倉庫を活用し、特別供給日・自己引き取りの定着をはかりました。

また、組合員との「ふれあい・絆」をより強固にするため、購買店舗・購買倉庫の開店１周年を記念して、10月に「ＪＡフェア」を実施しました。

販売事業は、昨年４月より堺市の指定管理者としてハーベストの丘農産物直売所の管理運営を行い、事業運営の効率化と出荷者対応の充実をはかるとともに、安全・安心な地場産農産物の販売につとめました。

【事業実績】

購買品供給高	597,140千円
販売品取扱高	263,382千円

◆信用事業

平成18年度は、長年続いたゼロ金利政策が７月に解除され、本年２月には追加利上げが実施されるなど、金融政策の転換期となりました。

このような情勢のなか、地域に密着したＪＡの利便性と、ＪＡバンクシステムによる高度な金融機能サービスの提供につとめ、コンプライアンスを基本とした事業活動に取り組みました。

貸出金は、住宅ローンを中心に本所・支所一体となった積極的な推進により、残高は大きく増加し、経営の安定と自己運用力の強化につながりました。

【事業実績】

貯金残高	311, 383, 536千円
貸出金残高	54, 204, 067千円

◆共済事業

コンプライアンスに準拠した普及推進体制の構築をはかり、ＬＡ（ライフ・アドバイザー）による相談・提案型推進を重点に、一人ひとりの必要に応じた「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提供につとめました。

また、「ＪＡ共済しあわせ夢くらぶ」による契約者サービスの向上や、顧客情報の適正管理、事故処理や引受・審査体制の充実に取り組みました。

【事業実績】

長期共済		
	保有高	635, 220, 850千円
	新契約純増額	33, 229, 590千円
年金共済		
	保有高	5, 916, 206千円
	新契約純増額	427, 430千円
火災共済	新契約件数	1, 948件
自動車共済	新契約件数	7, 904件
傷害共済	新契約件数	2, 741件
個人賠責共済	新契約件数	339件
自賠責共済	新契約件数	2, 306件

◆管理関係

組合員・利用者から一層の安心と信頼を確保し、経営の透明性・健全性の向上をはかるため、コンプライアンス態勢の強化につとめるとともに、安定した取引先の確保と組合員の拡充に取り組みました。

内部留保による自己資本の増強や、経営点検・監査機能の強化をはかり、個人情報保護への取り組みをすすめるため、規程の整備や研修会を実施しました。

◆損益の状況

税引前当期利益・当期剰余金は大きく増加しました。これは、今年度より会計基準が変更され、貸倒引当金を法定限度額に変更し、差額の626, 473千円を貸倒引当金戻入益に計上したためです。経常利益では、昨年度（759, 139千円）とほぼ同じ実績となりました。

【実　　績】

経常利益	809, 809千円
税引前当期利益	1, 418, 172千円
当期剰余金	945, 325千円

◆組合が対処すべき課題

1．安全・安心な農産物の生産と販売

- 営農センターを拠点とした出向く営農指導の実践
- 大阪エコ農産物「泉州さかい育ち」の生産指導と販売促進
- 生産履歴記帳運動の徹底および指導強化
- 担い手づくりへの啓発と取り組み

2．経営の安定基盤の確立

- 安定取引先の組合員加入促進
- 安定的な顧客基盤の拡充強化をはかる事業推進体制の確立
- 新ＢＩＳ規制導入にともなうリスク管理体制の整備

3．内部統制の確立

- コンプライアンス態勢の強化
- 内部監査体制整備指針の充実

事業活動の案内

7. 事業活動のトピックス

4月 Apr.

1　ＪＡ全国監査機構大阪府監査部棚卸監査
10　農業啓発小冊子『わたしたちの農業』、同資料編を堺市教育委員会に寄贈（計9,802冊）
10～7/11　組合員健康診断（延べ33日間で1,215人受診）
15　住宅ローン相談会（全支所）
20～22　第11回ＪＡ石材大商談会（府下８ＪＡが共催）
24～26　ＪＡ全国監査機構大阪府監査部期末監査

5月 May

3　堺市野菜振興会が憲法記念日知事表彰を受賞
3　住宅ローン相談会（ＡＢＣハウジング中百舌鳥住宅展示場）
7～6/18　水稲は種・育苗作業（54,400枚）
19　第37回女性会通常総会（456人出席）

20　住宅ローン相談会（全支所）
22　４Ｈクラブ総会（11人出席）
22・23　監事監査（平成17年度決算監査）

24　野菜振興会総代会（27人出席）
25　観光農業振興会総会（11人出席）
26　緑花振興会総会（15人出席）
29　農作業受託協議会総会（８人出席）
30　果樹振興会総会（26人出席）

6月 Jun.

1～18　請負田植え（32ha）

1～7/31　夏期貯蓄キャンペーン（14億円挙績）
2　女性会リーダー研修会（215人参加、本所）

3～11　農繁期の休日対応
12～19　支所別決算説明会
16　大阪エコ農産物認証制度説明会
17・24・25　住宅ローン相談会（全支所）
21・22　大阪エコ農産物認証制度申請受付
23　第37回通常総代会（530人出席）

7月 Jul.

6～7　女性会会員の集い（385人参加、静岡、愛知県方面）

14　観光農業振興会視察研修会（20人参加、三重県桑名市方面）
15　住宅ローン相談会（全支所）
19　資産管理・年金友の会連絡協議会
19　資産管理連絡協議会講演会（122人出席、「『資産承継』のための相続・遺言の研究」講師　農中信託銀行主席財務コンサルタント　香取　昴宏氏）

8月 Aug.

1　情報開示の一環として作成した「ディスクロージャー誌」を全組合員に郵送（ＣＲＯＰに同封）
1～2　女性会が第41回民踊の夕べに参加（堺市民会館、232人）
2～10　ＪＡ全国監査機構大阪府監査部期中監査Ⅰ
3～24　農業・不動産所得の記帳指導（35件）
19　住宅ローン相談会（全支所）
20～21　４Ｈクラブ視察研修会（11人参加、ＪＡ徳島市）
27～28　果樹振興会視察研修会（27人参加、愛知県）

9月 Sep.

1　女性会健康体操会（218人参加）
1～21　秋の農機具点検整備（57件）
4～10　秋の特別供給日（1,715万円供給）
8～9　秋の農機具展示会

14　人権啓発研修会（全職員参加、「ＪＡの社会的責任と人権」、講師　帝塚山大学大学院教授　中川幾郎氏）
20～10/20　請負稲刈り（29ha）
22～24　第31回堺市小学生夏休み児童作品コンクール（応募総数18,799点、応募学校数97校）

10月　Oct.

1～15　農繁期の休日対応
7　住宅ローン相談会（ＡＢＣハウジング中百舌鳥展示場）
9　女性会が第32回堺市民オリンピックに民踊で参加（105人）
15　女性会が第33回堺まつりに民踊で参加（114人）
17　農業祭関連行事「堺の農業見て歩き」（小学校児童222人を招待）
21　住宅ローン相談会（全支所）
23・24　監事監査（半期決算監査）
28～29　ＪＡフェア（営農センター購買店舗一周年記念、1,400万円供給）

11月　Nov.

1～12/29　年末貯蓄増強運動（75億円挙績）
5　農業祭関連行事「堺の農業体験バスツアー」（市民71人を招待）
8～15　平成18年産米集荷（4,308袋）
18　住宅ローン相談会（全支所）
20～22　ＪＡ全国監査機構大阪府監査部期中監査Ⅱ
23　第31回堺市農業祭（８万人来場）

27　農産物直売所運営委員会視察研修会（22人参加、イングランドの丘）
27～12/2　春肥特別供給日（703万円供給）

12月　Dec.

4～7　大豆選粒（1,000kg）
6　大阪エコ農産物認証制度説明会
11・12　大阪エコ農産物認証制度申請受付
13　年金友の会連絡協議会講演会（306人参加、「明るく元気になるために」講師　島田　洋七氏）
15～20　第２回生産履歴記帳説明会（営農センター、７回で191人参加）
18　平成18年産大豆集荷
21～22　農作業受託協議会視察研修会（９人参加、ＪＡ兵庫西）

1月　Jan.

12～29　農業・不動産所得の決算指導（1,212件）
20　住宅ローン相談会（全支所）

2月　Feb.

2～3/5　確定申告指導（2,018件）

14　野菜振興会役員・総代合同視察研修会（42人参加、滋賀県石原産業㈱中央研究所）
17　住宅ローン相談会（全支所）
18～19　緑花振興会視察研修会（14人参加、愛知県㈲三洋園芸）
19～27　組合員座談会（1,142人出席）
26　ＣＲＯＰ連絡員会議（30人出席）

3月　Mar.

1～29　春の農機具点検整備（121件）
6　コンプライアンス・セミナー（役職員参加、講師㈱経済法令研究会　田崎　信夫氏）

8　堺ブランド農産物推進協議会研修会（53人参加）
9　堺市酪農協議会視察研修会（23人参加、おおさか府民牧場）
12～24　水稲特別供給日（5,920万円供給）
17　住宅ローン相談会（全支所）
19　ＪＡ全国監査機構大阪府監査部自己査定監査
31　ＪＡ全国監査機構大阪府監査部棚卸監査

8. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化につとめています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化につとめています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式などの様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動にともない損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券などの価格の変動にともなって資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築につとめています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針およびＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、満期保有を中心とした運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱などにより市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査などを実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映ができるようつとめています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また万が一、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備にともない金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用につとめています。

◇コンプライアンスの態勢

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令などを順守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令順守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンスの基本姿勢および順守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員への徹底と推進を行っています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進につとめるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

◇内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善につとめています。

内部監査は、ＪＡの本所・支所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況を確認・指導しています。

9．自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保につとめるとともに、不良債権処理及び業務の効率化などに取り組んだ結果、平成19年３月末における自己資本比率は、19.53%となりました。なお、平成19年３月末より新たな基準に基づき自己資本比率を算出しています。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○　普通出資による資本調達額　　1,061,497千円（前年度1,010,174千円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実につとめています。

10. 主な事業の内容

◇みなさまのくらしを支えるJA堺市

ＪＡ堺市は、組合員や地域のみなさまのくらしに欠かせない信用事業（貯金・貸付・為替）をはじめ、共済事業（生命・損害共済）、経済（購買）事業、指導事業（営農・生活）のほか、販売事業などを総合的に営んでいます。そして、一般の営利企業とは本質的に違い、相互扶助をモットーに、地域に貢献できる組織づくりを目指し、努力を重ねています。

組合員でない方も、貯金・振込や共済、購買などは、今すぐご利用いただけます。また、組合員にご加入いただくと、ローンなど融資も、ご利用いただけます。

それでは簡単に、ＪＡ堺市の各事業を紹介します。

1．信用事業

信用事業は、貯金、貸付（融資）、為替など、いわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、ＪＡ、信連、農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、ＪＡグループとして大きな力を発揮しています。

1 貯金業務

組合員はもちろん地域のみなさまからの貯金をお預かりしています。商品内容では、当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、決済用貯金などの当座性貯金をはじめ、定期積金や期日指定定期、スーパー定期、大口定期、変動金利定期、据置定期などの定期性貯金を、目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。

2 貸付（融資）業務

組合員への貸付（融資）をはじめ、地域のみなさまのくらしや、農業者・事業者のみなさまの必要な資金をご融資しています。また、地方公共団体、農業関連産業などへも融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融公庫や農林漁業金融公庫などの融資の申し込みの取り次ぎも行っています。

3 為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の各店舗と銀行・信用金庫などの各店舗とを為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国の金融機関へ送金や手形・小切手などの取り立てが、安全・確実・迅速にできる内国為替を取り扱いしています。

4 国債窓口販売・投資信託・外貨預金

国債（利付・割引国債）や個人向け国債を窓口販売しています。また、本所では、証券投資信託や外貨預金の取り次ぎ業務を行っています。

5 サービス・その他

ＪＡ堺市では、オンライン・ネットワークシステムを利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主のみなさまのための給与振込サービス、口座振替サービスなどを行っています。また、全国のＪＡでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫などでも現金の引き出しのできるキャッシュサービス、キャッシュカードで買い物ができるデビットカードサービスなど、いろいろなサービスを行っています。

2．共済事業

共済事業は、養老生命・終身・こども・年金・がん共済など生命保険会社と同じ商品や、火災・自動車・自賠責・傷害共済など損害保険会社と同じ商品を取り扱いしています。さらに、自然災害にも強い力を発揮する建物更生共済を取り扱いしています。このように、みなさまの誕生から老後まで、生涯にわたる保障を提供しています。

3．経済事業

経済事業は、組合員をはじめ地域のみなさまに、農業用から家庭園芸用までの肥料や農薬などを販売するとともに、農業機械・資材の販売も行っています。また、食糧米や日用雑貨などの生活物資の販売も行っています。

1 肥料・農薬・農業資材の販売

水稲や野菜、果樹などの肥料・農薬をはじめトラクターや田植機などの農業機械、噴霧器や小農具など農業に必要な資材を販売しています。また、家畜の飼料や水稲・園芸種子類も販売しています。

2 食糧米の販売

“パールライス”として好評の食糧米は、銘柄米からブレンド米、無洗米まで、各種取りそろえています。

3 生活資材の販売

ＪＡ女性会を中心にＪＡ宅配倶楽部などの食品や石材、健康器具などの廉価供給につとめています。

4．指導事業

農家のみなさまに対する営農指導をはじめ、組合員・地域のみなさまを対象とした法律・税務相談のほか、資産運用相談など、いろいろな指導・相談業務を行っています。指導・相談業務は、担当職員のほか、専門家による相談も実施していますので、お気軽にご利用ください。

5．販売事業

ＪＡ堺市に出荷された米は、食育教育の一環として、堺市内の小学校へ給食用に販売しています。また、地産地消の取り組みとして、ハーベストの丘農産物直売所では、米をはじめ新鮮で「安全・安心」な野菜や果物・花などを提供しています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売などの勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者のみなさまの立場に立った勧誘につとめるとともに、より一層の信頼をいただけるようつとめてまいります。

1．組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2．組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくようつとめます。
3．不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者のみなさまの誤解を招くような説明は行いません。
4．お約束のある場合を除き、組合員・利用者のみなさまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5．組合員・利用者のみなさまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実につとめます。

堺市農業協同組合

事業活動の案内

◇商品・サービスのご案内

■信用事業〔貯金商品一覧表〕

種別		特色・留意点	預入期間	預入金額	付利単位
総合口座		一冊の通帳に普通貯金と定期貯金をセットでき、「受け取る（給与・年金など）・支払う（公共料金など）・蓄える・借りる（定期貯金で自動ご融資）」の４つの機能が使えます。	出し入れ自由	１円以上	100円
	普通貯金無利息型	総合口座にセットされた普通貯金を無利息型にしたものです。貯金保険制度によって全額保護されます。	出し入れ自由	１円以上	無利息
当座貯金		小切手や手形によるお支払いができ、事業には欠かせない貯金です。	出し入れ自由	１円以上	無利息
普通貯金		給与や年金などの自動受け取り、公共料金などの自動支払い機能を加えるとより便利に。キャッシュカードとあわせて、あなたのサイフ代わりに。	出し入れ自由	１円以上	100円
	無利息型（決済用）	無利息型の普通貯金です。貯金保険制度によって全額保護されます。	出し入れ自由	１円以上	無利息
貯蓄貯金		基準残高（７段階に分かれる）によって金利の変わる有利な貯金です。	出し入れ自由	１円以上	１円
通知貯金		短期の資金運用に最適です。お引き出しの２日前までにご連絡が必要です。	７日以上	５万円以上	100円
定期積金		毎月、一定額を一定期間積み立てて、無理なくコツコツと蓄える貯金です。この定期積金には、以下の種類があります。			
	スーパー積金	掛金定額型と目標額設定型（預入期間２・３年のみ）の２種類があります。	1•2•3•4•5年	毎月1,000円以上	１円
	カトレア定期積金	年２回のボーナス月（月は自由設定）を併用し、大きく蓄えられます。ホテルやレストラン、劇場などの協賛店で会員だけのサービスが受けられる「カトレア倶楽部」に同時入会できます。目標額を50万円の整数倍で設定できます。	３・５年	毎月1,000円以上。ボーナス月は増額	１円
	隔月掛金定期積金（なごみ）	当ＪＡで公的年金や年金共済をお受け取りの方、もしくは65歳以上の在日外国人の方を対象に、２ヵ月ごとに一定額を積み立てて蓄える貯金です。店頭表示金利に一定の利率を上乗せします。１回の預入金額は、１回当たりの年金受け取り額が上限です。	1•2•3•4•5年	１回1,000円以上	１円
	プレ年金定期積金（そなえ得）	満55歳以上65歳未満の方で、且つ公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）のお受け取りを予約された方を対象にした積立貯金です。当初契約時の定期積金店頭表示利回りに0.3%を上乗せします。	1•2•3•4•5年	毎月10,000円以上50,000円以内	１円
期日指定定期		１年が過ぎると、１ヵ月前の予告で、いつでも必要額のお引き出しができます。利息は、１年複利で計算します。	１年以上３年以内	１円以上300万円未満	１円
スーパー定期		期間・金額など幅広く有利にご利用いただけます。３・４・５・７・10年契約では半年複利計算で、さらに有利に運用できます（単利型もあります）。満期日の指定（１ヵ月超５年未満）もできます。	１ヵ月以上10年以内	１円以上	１円
大口定期		まとまった資金を効率的に有利に運用できます。満期日の指定（１ヵ月超５年未満）もできます。	１ヵ月以上５年以内	1,000万円以上	100円
変動金利定期		６ヵ月ごとに自動的に金利を見直します。	３年	１円以上	１円
据置定期		６ヵ月経過後は、いつでも全額または一部引き出しができます。預入期間に応じて６段階の金利設定があり、半年複利で計算します。	６ヵ月以上５年以内	１万円以上1,000万円未満	１円
利息分割受取型定期		希望月（１・２・３・６ヵ月）ごとに、利息を分割して受け取ることができます。スーパー定期型と大口定期型（預入金額1,000万円以上）があります。	１年以上５年以内	１円以上	１円
なごみ定期		当ＪＡで公的年金や年金共済をお受け取りの方、もしくは65歳以上の在日外国人の方を対象に、スーパー定期の店頭表示金利に0.5%を上乗せします（取扱期間があります）。	１年	１円以上300万円以内	１円
積立定期	一般型	積立期間を定めずに、毎月自由に定期貯金にお預けいただけます。	自由	１円以上	１円
	期間指定型	満期日（預入期間）を指定して、定期貯金にお預けいただけます。	１年～５年（据置３ヵ月）	１円以上	１円
	年金型	お客様の資金を定期的に積み立て一定期間据え置いた後、指定した受取間隔、受取期間に応じて受け取れます。	積立期間１年以上30年以下	１円以上	１円
	一括預入年金型	退職金等、まとまった資金を一括で預け入れ、一定期間据え置いた後、お客様が指定する受取間隔、受取期間に応じて受け取れます。	据置期間２ヵ月以上10年以下	100,000円以上	１円
財形貯蓄		財形貯蓄（財産形成貯蓄貯金）は、勤労者を対象とした貯蓄です。給料からの自動振替で蓄えられます。			
	一般財形	積立額、貯蓄目的とも自由です。	３年以上	1,000円以上	１円
	財形住宅	住宅取得を目的にした貯蓄です。財形年金と合算で550万円まで非課税の特典があります。	５年以上	1,000円以上	１円
	財形年金	在職中に積み立て、60歳以降に年金方式でお受け取りになれます。	５年以上	1,000円以上	１円
国債	長期国債中期国債	利率は固定金利で、銘柄により異なります。	２・５・10年	５万円単位	—
	個人向け国債（変動10）	６ヵ月ごとに利率が変わる変動金利で、個人のみが対象となります。	10年	１万円単位	—
	個人向け国債（固定５）	６ヵ月ごとに利率が変わる固定金利で、個人のみが対象となります。	５年	１万円単位	—

■信用事業〔貸付（融資）商品一覧表〕

商品名		資金使途・留意事項	融資金額	融資期間
要項貸付	新規就農者育成資金	認定新規就農者や農業後継者を対象に、農業経営の安定に向けた設備・運転資金を低利で融資します。	500万円以内	10年以内
	農業振興資金	認定農業者・担い手農業者・エコ農産物認証者など、正組合員に特化した農業資金を中長期かつ低利でご融資します。	8億円以内	30年以内（用途により異なる）
	不動産賃貸事業資金	マンションの建築など不動産の有効利用に必要な資金を低利でご融資します。	8億円以内	35年以内（用途により異なる）
	農協単独低利資金	農業経営生活刷新・農地取得・納税資金など、幅広くご利用いただけます。	1億円以内	25年以内（用途により異なる）
	共済担保貸付	ＪＡ共済のご契約者を対象とした資金です。ご加入の長期共済を担保としてご融資します。	共済解約返戻金または満期共済金の80%以内（どちらか低い方）	10年以内
各種ローン	住宅ローン	住宅の新築や購入（中古住宅を含む）、土地の購入資金にご利用いただけます。	5,000万円以内	35年以内
	リフォームローン 介護リフォームローン	増改築や補修など住宅のグレードアップ資金に。介護を目的としたリフォームなら、さらに低利でご融資します。	500万円以内	10年6ヵ月以内
	クローバローン 介護クローバローン	買い物・レジャー・結婚など、お使いみちは自由です。介護資金なら、さらに低利でご融資します。	300万円以内	5年以内
	マイカーローン	自動車の購入、車庫の建築資金など、お車に関する資金にご利用いただけます。	500万円以内	7年以内
	購買ローン	ＪＡからご購入される商品の代金にご利用いただけます。	300万円以内	5年以内
	教育ローン	学校への就学に必要な資金（入学金・授業料・下宿代など）にご利用いただけます。	500万円以内	据置期間を含め最長13年6ヵ月以内（在学期間＋7年6ヵ月）
	定期積金ローン	急に資金が必要な時に、ご契約の定期積金でご融資します。	200万円以内（定期積金給付契約額の範囲内）	5年以内（定期積金満期日まで）
当座貸越型	カードローン	買い物・レジャー・結婚など、お使いみちは自由です。ローンカード（キャッシュカード）を使って、出し入れも自由です。	50万円以内	2年の自動更新（旧契約は1年）
	ワイドカードローン	お使いみちも出し入れも自由な、ビッグな資金です。	300万円以内	1年の自動更新
	営農ローン	農業経営資金や営農に必要な資金をご融資します。普通貯金にセットして出し入れ自由です。	300万円以内	1年の自動更新

（注）このほか、各種資金を取りそろえています。また、担保・保証やその他ご融資条件、ご返済方法などくわしくは、支所窓口でおたずねください。
なお、ＪＡのご利用度に応じてご融資利率を優遇する制度（一部ローン対象）もあります。

■信用事業〔金融取り次ぎ商品一覧表〕

種別	特色・留意点
投資信託	証券投資信託の略称で、一般投資家による証券投資を容易にすることを目的としてつくられています。複数の投資家から資金を集めて一つにまとめ、運用の専門家が金融・証券市場で株式や公社債等のいろいろな有価証券に分散投資し、その運用成果を分配金として投資家に還元する仕組みです。ただし、預貯金保険の対象ではありません。また、貯金と異なり、元本や利息の保証はありません。投資した資産の価値の減少を含むリスクは、ご購入者が負うことになります。
外貨定期預金	当ＪＡの組合員（個人のみ）および取引者を対象に、米ドルを取り扱い通貨とした外貨定期預金を、農林中央金庫にお取り次ぎします。ただし、預貯金保険の対象ではありません。また、為替変動リスクがあります。相場動向によって満期日の解約円貨額が、お預け入れ時の円貨額を下回る場合もあります。

種別	預入期間	預入金額	取り扱い時間	付利単位
大口	3ヵ月・6ヵ月・1年	1,000万円相当額以上（100米ドル単位）	原則午前11時～午後2時	10米ドル
小口	3ヵ月・6ヵ月・1年	50万円相当額以上（100米ドル単位）	原則午前11時～午後2時	10米ドル

事業活動の案内

商品・サービスのご案内◇

■共済事業〔長期共済〕

種類		特徴
生命総合共済	終身共済	働き盛りの年代を大きな保障で守るとともに、80歳までの入院・通院・手術などの保障も万全です。人生設計にあわせて一時金や年金でのお受け取りも選べる共済です。
	生命共済	万一の場合の大きな保障とともに、生活設計にあわせて満期共済金もお受け取りになれる共済です。
	こども共済	お子さまの成長にあわせて必要な教育資金や結婚・独立資金が準備できます。入園・入学にあわせて祝い金がお受け取りになれるタイプもあります。
	医療共済	入院・手術・死亡を一生涯にわたって保障する共済で、通院保障、定期特約、生活保障特約を付加することで、ライフプランに応じた死亡保障を確約することができます
	がん共済	すべての「がん」を一生涯保障します。しかも、入院共済金を初日から無制限でお受け取りになれます。また、手術や退院後の療養までを幅広く保障します。
	定期医療共済	病気やケガによる日帰り入院から所定の手術まで、安心の医療保障を簡単な加入手続きと手軽な掛け金で80歳まで保障します。
	年金共済	安定した老後を過ごすため、公的年金だけでは不十分な部分をカバーするのに最適です。生涯にわたり、あるいは一定期間、年金のお受け取りができる共済です。
損害共済	建物更生共済	家屋や家財、そこに住む人までを、火災をはじめ地震などの自然災害から守る保障範囲の広い共済です。

■共済事業〔短期共済〕

種類	特徴
火災共済	掛け捨てタイプのため、わずかな掛金で家屋と家財の大きな保障を約束します。
自動車共済	車両、対人・対物賠償、搭乗者特約など、わずかな掛金でワイドに保障します。車両担保をセットすると、示談代行サービスも受けられます。「大安心・超安心パック」の登場で、さらに保障範囲が広がりました。
自賠責共済	法律によって、すべての自動車に加入が義務づけられています。自動車共済とのセット契約で、安心の輪が広がります。
賠償責任共済	住宅や店舗の管理上の不備や欠陥によって生じた事故や買い物や旅行など日常生活によって生じた事故（自動車事故を除く）で、他人を死傷させた場合や他人の財産に損害を与えた場合に保障します。
傷害共済	日常生活から旅行など、あらゆる場面の保障タイプをご用意しています。

■経済事業〔主な購買品目〕

分類		内容・留意事項
生産資材	飼料	家畜類（牛・鶏）の単味飼料、配合飼料
	肥料	水稲・野菜・果樹・園芸用肥料や土壌改良材
	農薬	水稲・野菜・果樹・園芸用農薬（殺虫・殺菌・除草剤ほか）
	保温資材	農用ビニール・ポリ、ＰＯフィルムほか
	包装資材	カミタイ・キュウリネットほか
	農業機械	農業機械・農機具・農機部品、精米機ほか
	石油類	重油・エンジンオイル
	建築資材	ハウス施設・温水器・白蟻駆除工事ほか
	その他	水稲・園芸種子、園芸用品ほか

分類		内容・留意事項
生活物資	農業生産品	野菜・花き・果樹・卵ほか
	食料品	パールライス・宅配食品ほか
	衣料品	作業靴・雨合羽ほか
	耐久消費材	石材・仏壇仏具ほか
	日用保健雑貨用品	紙製品、健康器具ほか
	その他	固型燃料ほか

■営農・生活・相談サービス

分類	内容・留意事項
営農指導･営農相談	農業技術や農業経営に関する指導・相談を営農センターで行っています。
税務相談	毎週火曜日と毎月第２木曜日（一部月を除く）に、本所で顧問税理士による無料相談を行っています。
法律相談	毎月第１・３木曜日と第４土曜日（一部月を除く）に、本所で顧問弁護士による無料相談を行っています。
営農テレホンサービス	毎日の農産物市況（南部合同青果市場）と病害虫防除情報をお知らせしています（営農テレホンサービス℡277－3591 ホームページ上でも掲載しています）。

※税務・法律相談は予約制です。お問い合わせ・お申し込みは支所窓口へ。

◇信用事業取扱手数料一覧

■貯金業務に関するもの

（単位：円、消費税込）

手数料種類			単位	手数料	備考
当座貯金	一般口	小切手帳交付	1冊50枚	630	
		約束手形交付	1冊30枚	1,050	1枚262円
	署名鑑料	新規登録料	—	4,200	
		変更料	—	2,100	
		廃止料	—	無料	
	専用約束手形口（マル専）	口座開設	1口座	3,150	口座開設時に徴収
		手形用紙交付	1枚	525	
自己宛小切手発行			1枚	525	
残高証明書発行			1通	210	
取引明細表発行			1件	210	
利息支払証明書発行			1通	210	
再発行	貯金通帳		1冊	525	紛失・汚損等、貯金者の管理責任に帰する場合
	貯金証書		1通	525	
	キャッシュカード		1枚	525	

■ＡＴＭ（現金自動預け払い機）利用に関するもの

（単位：円、消費税込）

手数料種類			利用時間帯		手数料	備考
取引媒体		取引				
ＪＡキャッシュカード	府下ＪＡ分（当ＪＡを含む）	支払い	平日	8：45～19：00（21：00）	無料	
			土曜日	9：00～17：00	無料	
			日曜日	9：00～17：00	105	※
			祝日	9：00～17：00	105	※
		入金	平日	8：45～19：00（21：00）	無料	
			土曜日	9：00～17：00	無料	
			日曜日	9：00～17：00	無料	※
			祝日	9：00～17：00	無料	※
	府外ＪＡ分	支払い	平日	8：45～18：00	無料	
				18：00～19：00（21：00）	210	
			土曜日	9：00～14：00	105	
				14：00～17：00	210	
			日曜日	9：00～17：00	210	※
			祝日	9：00～17：00	210	※
		入金	平日	8：45～18：00	無料	
				18：00～19：00（21：00）	105	
他行キャッシュカード		支払い	平日	8：45～18：00	105	
				18：00～19：00（21：00）	210	
			土曜日	9：00～14：00	105	
				14：00～17：00	210	
			日曜日	9：00～17：00	210	※
			祝日	9：00～17：00	210	※
クレジットカード		自動キャッシング	平日	8：45～18：00	無料	
				18：00～19：00（21：00）	105	
			土曜日	9：00～14：00	無料	
				14：00～17：00	105	
			日曜日	9：00～17：00	105	※
			祝日	9：00～17：00	105	※

（注）1．祝日とは、1月1～3日と5月3～5日を除く「国民の祝日に関する法律」で定める全休日（祝日・振替休日）とします。ただし、5月3～5日のいずれかが日曜日と重なる場合は稼働します。
2．利用時間帯のカッコ内と備考欄の（※）印は、中部南支所・東百舌鳥支所・久世支所・東陶器支所・金岡支所の5店舗のみでお取り扱いできます。

事業活動の案内

■内国為替取引に関するもの

（単位：円、消費税込）

手数料種類				単位	手数料	備考
送金	系統あて			1件	420	当ＪＡ店舗間を含む
送金	他行あて			1件	630	
振込	窓口利用	系統あて		3万円未満 1件	210	当ＪＡ店舗間を含む
振込	窓口利用	系統あて		3万円以上 1件	420	当ＪＡ店舗間を含む
振込	窓口利用	他行あて	電信扱い	3万円未満 1件	525	
振込	窓口利用	他行あて	電信扱い	3万円以上 1件	735	
振込	窓口利用	他行あて	文書扱い	3万円未満 1件	420	
振込	窓口利用	他行あて	文書扱い	3万円以上 1件	630	
振込	振込機利用		系統あて	3万円未満 1件	105	当ＪＡ店舗間を含む
振込	振込機利用		系統あて	3万円以上 1件	315	当ＪＡ店舗間を含む
振込	振込機利用		他行あて	3万円未満 1件	420	
振込	振込機利用		他行あて	3万円以上 1件	630	
振込	インターネットバンキング		系統あて	3万円未満 1件	105	
振込	インターネットバンキング		系統あて	3万円以上 1件	210	
振込	インターネットバンキング		他行あて	3万円未満 1件	210	
振込	インターネットバンキング		他行あて	3万円以上 1件	420	
代金取立	集中取立		府内	1通	210	
代金取立	集中取立		府外	1通	630	
代金取立	個別取立		普通扱い	1通	630	
代金取立	個別取立		至急扱い	1通	840	
その他	送金・振込の組戻料			1件	630	手数料を超える経費を要する場合は、その実費を徴収する隔地間とは、大阪手形交換所区域外のものをいう
その他	代金取立にかかる不渡手形返却料			1通	630	手数料を超える経費を要する場合は、その実費を徴収する隔地間とは、大阪手形交換所区域外のものをいう
その他	代金取立にかかる取立手形組戻料			1通	630	手数料を超える経費を要する場合は、その実費を徴収する隔地間とは、大阪手形交換所区域外のものをいう
その他	取立手形店頭呈示料（隔地間）			1通	630	手数料を超える経費を要する場合は、その実費を徴収する隔地間とは、大阪手形交換所区域外のものをいう

（注） 系統とは、農業（漁業）協同組合、信用農業（漁業）協同組合連合会、農林中央金庫をいい、他行とは系統以外の金融機関をいいます。

信用事業取扱手数料一覧◇

■貸出業務に関するもの

（単位：円、消費税込）

手数料種類		単位	手数料	備考
残高証明書発行		1 通	210	
取引明細表発行		1 件	210	
融資証明書発行		1 通	210	
住宅取得年末残高証明書発行		1 通	無料	
貸付金・利息払込証明書発行		1 通	210	
権利者の同意書発行		1 部	1,050	印鑑証明書、資格証明書各1通を含む
ローンカード発行		1 枚	1,050	
繰上償還	住宅ローン		5,250	
	リフォームローン		3,150	
条件変更	住宅ローン		5,250	返済をともなわないもの
	リフォームローン		3,150	

■その他

（単位：円、消費税込）

手数料種類		単位	手数料	備考
両替業務	邦貨両替	1～100枚	無料	
		101～500枚	210	
		501枚以上	315	
口座管理（保護預かり）業務	国債等の口座管理		無料	
	投信窓販の保護預かり		無料	
	残高証明書発行	1 通	210	
株式払込事務受託	一括払込 有償払込額 50百万円未満	料率（A）	2.625	手数料＝有償払込額×$\frac{A}{1,000}$
	一括払込 有償払込額 50百万円以上		2.100	
	一括払込 有償払込額 100百万円以上		1.575	
	一括払込 有償払込額 300百万円以上		1.260	
夜間金庫使用料		年額	25,200	月割 2,100円

◇系統セーフティネット

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

ＪＡバンクは、全国のＪＡ・信連・農林中央金庫（ＪＡバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者のみなさまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、ＪＡバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「ＪＡバンクシステム」を運営しています。

「ＪＡバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業推進」を２つの柱としています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。ＪＡバンク法（農林中央金庫および特定農業協同組合等による信用事業の再編および強化に関する法律）に基づき、「ＪＡバンク基本方針」を定め、ＪＡの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいＪＡバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、ＪＡバンク全体で個々のＪＡの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

◇「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立などの一体的な事業推進の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

＜貯金等の保護の範囲＞

○農水産業協同組合が破綻したときに貯金保険で保護される貯金など（以下、「付保貯金」といいます）の額は、平成17年４月以降、保険の対象となる貯金などのうち、決済用貯金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という３要件を満たす貯金）に該当するものは全額であり（恒久処置）、それ以外の貯金などについては１農水産業協同組合ごとに貯金者１人当たり元本1,000万円までとその利息などとなります。（注）

○保険の対象となる貯金等のうち決済用貯金以外の貯金などで元本1,000万円を超える部分および保険対象外の貯金などならびにこれらの利息などについては、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われるため、一部カットされることがあります。

（注）平成14年度においては、当座貯金、普通貯金、別段貯金については、特定貯金として全額保護となっていました。その後、平成14年の貯金保険法の改正により、平成15、16年度においては、当座貯金、普通貯金、別段貯金は決済用貯金とみなされ、全額保護となっていました。

貯金等の分類			保護の範囲
貯金保険の対象貯金など	当座貯金 普通貯金 別段貯金	決済用貯金（注１） （利息のつかないなどの３要件を満たす貯金）	全額保護 （恒久措置）
	定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・農林債権（リツノーワイドなどの保護預り専用商品）など（注２）	一般貯金など （決済用貯金以外の貯金）	元本の合計1,000万円までとその利息等（注３）を保護 〔1,000万円を超える部分は、破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）〕
貯金保険の対象外貯金など	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債権（ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品）など		保護対象外 〔破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）〕

（注）１．「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすものです。
２．このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。
３．定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

＊本内容については、貯金保険機構ホームページより引用しています。なお、詳細については、貯金保険機構のホームページ（http://www.sic.or.jp/index.html）をご参照ください。

平成18年度

経営資料

経営資料　Ⅰ 決算の状況

1. 貸借対照表

（単位：千円）

資産 科目	平成18年度（平成19年3月31日現在）	平成17年度（平成18年3月31日現在）
1. 信用事業資産	**324, 894, 229**	**314, 375, 298**
(1) 現金	1, 352, 287	1, 342, 971
(2) 預金	239, 191, 516	227, 586, 168
系統預金	239, 191, 516	227, 586, 168
系統外預金	0	0
譲渡性預金	—	—
(3) 金銭の信託	—	—
(4) 有価証券	28, 720, 743	32, 977, 942
国債	19, 414, 408	19, 475, 654
地方債	—	—
政府保証債	—	—
金融債	499, 790	0
社債	8, 806, 544	13, 502, 288
(5) 貸出金	54, 204, 067	51, 943, 152
(6) その他の信用事業資産	1, 609, 141	1, 335, 063
未収収益	1, 585, 381	1, 310, 973
その他の資産	23, 759	24, 090
(7) 貸倒引当金（控除）	△183, 526	△810, 000
2. 共済事業資産	**483, 155**	**445, 607**
(1) 共済貸付金	477, 389	438, 348
(2) 共済未収利息	8, 264	7, 232
(3) その他の共済事業資産	15	27
(4) 貸倒引当金（控除）	△2, 513	—
3. 経済事業資産	**114, 154**	**138, 919**
(1) 受取手形	—	—
(2) 経済事業未収金	51, 235	82, 357
(3) 経済受託債権	—	—
(4) 棚卸資産	63, 186	56, 562
購買品	61, 299	56, 562
その他の棚卸資産	1, 886	—
(5) その他の経済事業資産	—	—
(6) 貸倒引当金（控除）	△267	—
4. 雑資産	**62, 028**	**49, 941**
5. 固定資産	**—**	**1, 672, 359**
(1) 土地	—	663, 300
(2) 減価償却資産	—	2, 880, 122
減価償却累計額（控除）	—	△1, 878, 030
(3) 建設仮勘定	—	0
無形固定資産	—	6, 967
5. 固定資産	**1, 771, 318**	**—**
(1) 有形固定資産	1, 765, 009	—
減価償却資産	3, 003, 163	—
減価償却累計額（控除）	△1, 901, 454	—
土地	663, 300	—
建設仮勘定	0	—
(2) 無形固定資産	6, 309	—
6. 外部出資	**6, 449, 444**	**6, 369, 397**
(1) 外部出資	6, 449, 444	6, 369, 397
系統出資	6, 130, 604	—
系統外出資	318, 840	—
(2) 外部出資等損失引当金	—	—
7. 繰延税金資産	**407, 284**	**656, 740**
資産合計	**334, 181, 613**	**323, 708, 264**

負債及び資本・純資産 科目	平成18年度（平成19年3月31日現在）	平成17年度（平成18年3月31日現在）
1. 信用事業負債	**316, 892, 849**	**307, 394, 629**
(1) 貯金	311, 383, 536	303, 062, 375
(2) 譲渡性貯金	—	—
(3) 借入金	4, 746, 574	4, 050, 163
(4) その他の信用事業負債	762, 738	282, 090
未払費用	298, 958	151, 038
その他の負債	463, 779	131, 051
(5) 債務保証	—	—
2. 共済事業負債	**1, 263, 989**	**1, 128, 501**
(1) 共済借入金	474, 584	435, 897
(2) 共済資金	352, 382	226, 705
(3) 共済未払利息	8, 278	7, 175
(4) 未経過共済付加収入	425, 277	455, 622
(5) 共済未払費用	3, 465	3, 100
(6) その他の共済事業負債	—	—
3. 経済事業負債	**57, 993**	**69, 511**
(1) 経済事業未払金	52, 282	69, 511
(2) 経済受託債務	5, 711	—
(3) その他の経済事業負債	—	—
4. 設備借入金	**—**	**—**
5. 雑負債	**589, 781**	**610, 438**
6. 諸引当金	**1, 251, 475**	**1, 341, 875**
(1) 賞与引当金	95, 581	92, 589
(2) 退職給付引当金	1, 089, 338	1, 194, 986
(3) 役員退任給与引当金	66, 555	54, 300
7. 繰延税金負債	**0**	**0**
負債合計	**320, 056, 089**	**310, 544, 956**
1. 出資金	**—**	**1, 010, 174**
2. 回転出資金	**—**	**—**
3. 法定準備金	**—**	**2, 205, 962**
(1) 資本準備金	—	22, 249
(2) 利益準備金	—	2, 183, 713
4. 剰余金	**—**	**9, 945, 179**
(1) 任意積立金	—	9, 233, 830
特別積立金	—	9, 233, 830
（うち目的積立金）	（—）	（1, 930, 000）
（うち圧縮積立金）	（—）	（13, 532）
(2) 当期未処分剰余金	—	711, 348
（うち当期剰余金）	（—）	（452, 681）
5. 株式等評価差額金	**—**	**1, 991**
資本合計	**—**	**13, 163, 308**
負債及び資本合計	**—**	**323, 708, 264**
1. 組合員資本	**14, 120, 109**	**—**
(1) 出資金	1, 061, 497	—
(2) 資本準備金	22, 249	—
(3) 利益剰余金	13, 039, 325	—
利益準備金	2, 183, 713	—
その他利益剰余金	10, 855, 612	—
信用事業基盤強化積立金	1, 400, 000	—
施設整備積立金	430, 000	—
有価証券価格変動準備金	100, 000	—
圧縮積立金	11, 214	—
特別積立金	7, 690, 297	—
当期未処分剰余金	1, 224, 099	—
（うち当期剰余金）	（945, 325）	（—）
(4) 処分未済持分	△2, 962	—
2. 評価・換算差額等	**5, 414**	**—**
(1) その他有価証券評価差額金	5, 414	—
純資産合計	**14, 125, 524**	**—**
負債及び純資産合計	**334, 181, 613**	**—**

2. 損益計算書

（単位：千円）

科目	平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）	平成17年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
1．事業総利益	3,456,744	3,365,664
(1) 信用事業収益	3,334,595	3,003,063
資金運用収益	3,265,471	2,918,260
（うち預金利息）	(1,534,337)	(1,368,033)
（うち有価証券利息）	(398,394)	(427,054)
（うち貸出金利息）	(1,110,798)	(946,345)
（うちその他受入利息）	(221,940)	(176,827)
役務取引等収益	46,430	45,986
その他事業直接収益	0	115
その他経常収益	22,693	38,701
(2) 信用事業費用	799,030	546,103
資金調達費用	543,482	317,493
（うち貯金利息）	(473,462)	(267,347)
（うち給付補てん備金繰入）	(18,579)	(21,625)
（うち譲渡性貯金利息）	(—)	(—)
（うち借入金利息）	(41,326)	(26,778)
（うちその他支払利息）	(10,115)	(1,742)
役務取引等費用	8,512	7,904
その他事業直接費用	0	0
その他経常費用	247,034	220,705
（うち貸倒引当金繰入額）	(0)	(0)
信用事業総利益	2,535,565	2,456,960
(3) 共済事業収益	960,081	967,211
共済付加収入	933,636	938,580
共済貸付金利息	17,135	15,929
その他の収益	9,309	12,702
(4) 共済事業費用	78,033	73,837
共済借入金利息	17,157	15,806
共済推進費	50,653	50,331
共済保全費	115	74
その他の費用	10,107	7,624
（うち貸倒引当金繰入額）	(2,513)	(—)
共済事業総利益	882,047	893,374
(5) 購買事業収益	573,619	882,740
購買品供給高	561,772	871,375
購買手数料	—	—
その他の収益	11,846	11,365
(6) 購買事業費用	514,660	809,682
購買品供給原価	507,658	798,225
購買品供給費	4,971	3,841
その他の費用	2,030	7,615
（うち貸倒引当金繰入額）	(267)	(—)
購買事業総利益	58,958	73,058
(7) 販売事業収益	125,534	41,529
販売品販売高	99,305	40,862
販売手数料	24,817	315
その他の収益	1,411	352
(8) 販売事業費用	81,444	39,662
販売品販売原価	75,732	37,187
販売費	2,599	0
その他の費用	3,112	2,474
販売事業総利益	44,089	1,867
(9) 利用事業収益	56,523	70,246
(10) 利用事業費用	42,975	48,514
利用事業総利益	13,548	21,731
(11) 指導事業収入	18,051	11,582
(12) 指導事業支出	95,515	92,910
指導事業収支差額	△77,464	△81,327
2．事業管理費	2,750,163	2,709,007
(1) 人件費	1,887,851	1,908,379
(2) 業務費	409,772	396,566
(3) 諸税負担金	132,791	105,111
(4) 施設費	313,242	286,140
(5) その他事業管理費	6,505	12,809
事業利益	706,580	656,656
3．事業外収益	112,690	116,823
(1) 受取雑利息	—	—
(2) 受取出資配当金	91,473	83,611
(3) 賃貸料	16,275	18,617
(4) 雑収入	4,941	14,594
4．事業外費用	9,461	14,341
(1) 支払雑利息	1,532	1,483
(2) 貸倒損失	—	—
(3) 寄付金	50	50
(4) 減価償却費	—	—
(5) 雑損失	7,879	12,807
経常利益	809,809	759,139
5．特別利益	626,473	—
(1) 固定資産処分益	—	—
(2) 貸倒引当金戻入益	626,473	—
(3) その他の特別利益	—	—
6．特別損失	18,110	100,099
(1) 固定資産処分損	17,021	3,545
(2) 固定資産圧縮損	1,089	—
(3) 減損損失	—	—
(4) その他の特別損失	—	96,544
税引前当期利益	1,418,172	659,039
7．法人税、住民税および事業税	224,885	156,000
8．法人税等調整額	247,961	50,358
当期剰余金	945,325	452,681
前期繰越剰余金	278,773	258,667
当期未処分剰余金	1,224,099	711,348

3. 注　記　表

■18年度

Ⅰ．重要な会計方針

1．記載金額の端数処理
貸借対照表および損益計算書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

2．有価証券の評価基準および評価方法
有価証券の評価は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成11年１月22日）に基づき、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。
満期保有目的の債券については、その銘柄の異なるごとに移動平均法による償却原価法によって評価しています。
その他有価証券で、時価のあるものについてはその銘柄の異なるごとに時価により評価し、移動平均法による償却原価法により計算した帳簿価額との差額を税効果調整後、純資産の部「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

3．棚卸資産で購買品の評価基準および評価方法は次のとおりです。
(1)　購買品・・・売価還元法に基づく原価法
(2)　販売品・・・最終仕入原価法に基づく原価法

4．固定資産等の減価償却の方法
(1)　有形固定資産
定率法（平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しています。
(2)　無形固定資産
定額法を採用しています。また、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（５年間）で定額法により償却しています。
なお、上記(1)から(2)の20万円未満の資産等については、一時損金経理を行っています。

5．引当金の計上基準
(1)　貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産の自己査定基準および償却・引当基準により、次のとおり計上しています。
正常先および要注意先に対する債権については、事務ガイドラインにもとづき、租税特別措置法第57条の10により算定した額にもとづき計上しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、総務部が資産査定を実施し、同部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。
(2)　退職給付引当金
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。
数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生期から費用処理することとしています。
(3)　賞与引当金
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上しています。
(4)　役員退任給与引当金
役員退任給与引当金は、役員の退任給与金の支給に備えて、役員退任給与金規程による期末要支給額を計上しています。

6．リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に準じた会計処理によっています。

7．消費税の会計処理の方式
消費税の会計処理については税抜方式を採用しています。ただし、資産に係る控除対象外消費税については、繰延消費税として「雑資産」に計上し、法人税法の定める期間（５年間）で毎期均等償却しています。

Ⅱ．表示方法の変更

平成18年４月28日農林水産省令第41号「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」により、貸借対照表および損益計算書の様式が改正されました。
これにより、当期より貸借対照表については、外部出資に「系統出資」、「系統外出資」を追加しています。
固定資産については、有形固定資産と無形固定資産に区分し、「土地」、「減価償却資産」、「建設仮勘定」を有形固定資産の内訳として記載するよう表示を変更しています。
また、従来の資本の部については、以下のとおり表示を変更しています。
①　「資本の部」は「純資産の部」とし、組合員資本、評価・換算差額等に区分のうえ表示しています。
なお、当年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は14,125,524千円であります。
②　従来、任意積立金の内訳として表示していた特別積立金については、その他の利益剰余金の内訳として、目的積立金部分を個別名称（信用事業基盤強化積立金、施設整備積立金、有価証券価格変動準備金、圧縮積立金）により、目的積立金以外の部分を「特別積立金」としてそれぞれ表示しています。
③　「株式等評価差額金」は「その他有価証券評価差額金」として表示しています。
損益計算書については、特別利益に「貸倒引当金戻入益」を追加しています。

Ⅲ．追加情報

1．自賠責共済に係る責任準備金は、これまで「未経過共済付加収入」に計上していましたが、平成18年12月１日より自動車損害賠償保障法を適用した積立を、共済責任を保有する全共連が行う方法に変更されました。この結果、従来の方法と比べて、共済付加収入が19,583千円増加しています。

Ⅳ．貸借対照表に関する注記

1．貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額の合計額は52,884千円であり、その内訳は次のとおりです。

破綻先債権	―千円
延滞債権	52,884千円
３ヵ月以上延滞債権	―千円
貸出条件緩和債権	―千円

なお、それぞれの定義は以下により行っています。
イ．「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第１項第３号のイからホに掲げる事由または第４号に規定する事由が生じているものをいいます。
ロ．「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金で破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
ハ．「３ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上遅延している貸出金（破綻先債権および延滞債権を除く。）をいいます。
ニ．「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利になる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および３ヵ月以上延滞債権を除く。）をいいます。

2．国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している当期圧縮記帳額は1,089千円で、累計額は2,089千円です。累計額は平成14年度からの合計金額です。

3．理事、監事に対する金銭債権の総額は、98,925千円です。

4．理事、監事に対する金銭債務はありません。

5．担保に供されている資産は次のとおりです。
担保に供されている資産
・定期預金　5,000,000千円

6．当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は49,666,316千円です。
なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

Ⅴ．損益計算書に関する注記

1．特別利益の「貸倒引当金戻入益」は、信用事業にかかるものです。

Ⅵ．リース取引に関する注記

1．リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
なお、リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりです。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

（単位：千円）

	機械装置	器具備品	その他	合計
取得価額相当額	—	71,743	—	71,743
減価償却累計相当額	—	32,223	—	32,223
期末残高相当額	—	39,520	—	39,520

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	16,207千円
1年超	24,289千円
合　計	40,496千円

(3) 当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	14,252千円
減価償却費相当額	13,324千円
支払利息相当額	1,015千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

(5) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっています。

Ⅶ．税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（単位：千円）

（繰延税金資産）	
賞与引当金超過額	29,056
退職給付引当金超過額	331,159
未払事業税否認額	13,933
その他	66,255
繰延税金資産計	440,405
評価性引当額	23,059
繰延税金資産合計（A）	417,346
（繰延税金負債）	
固定資産圧縮積立金	△4,090
外部出資	△2,689
その他有価証券評価益	△3,282
繰延税金負債合計（B）	△10,062
繰延税金資産の純額（A＋B）	407,284

2．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

（単位：％）

法定実効税率	30.4
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.9
住民税均等割等	0.2
評価性引当金増減額	1.6
その他	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.3

Ⅷ．有価証券に関する注記

1．売買目的有価証券
該当ありません

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	評価差額	うち益	うち損
国債	18,501,124	17,749,150	△751,974	0	751,974
金融債	499,790	507,700	7,909	7,909	0
社債	8,806,544	8,647,611	△158,933	25,112	184,045
合計	27,807,459	26,904,461	△902,998	33,021	936,019

3．子会社および関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません

4．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
国債	905,505	913,284	7,779	10,796	3,016
合計	905,505	913,284	7,779	10,796	3,016

なお、上記評価差額から繰延税金負債2,365千円を差し引いた額5,414千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

5．当期中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません

6．当期中に売却したその他有価証券
　該当ありません
7．時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額
　該当ありません
8．保有目的区分を変更した有価証券
　該当ありません
9．その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の期間ごと償還予定額

（単位：千円）

種　　類	1年以内	1年超　5年以内	5年超　10年以内	10年超
国　　債	71,664	540,256	10,301,364	8,501,124
社　　債	600,000	499,790	4,300,000	3,906,544
合　　計	671,664	1,040,046	14,601,364	12,407,668

Ⅸ．退職給付に関する注記

1．採用している退職給付制度
　職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、適格退職年金制度による退職給付制度を採用しています。
2．退職給付債務およびその内訳

退職給付債務	△2,895,072千円
年金資産	1,832,641千円
未積立退職給付債務	△1,062,431千円
未認識数理計算上の差異	△26,907千円
退職給付引当金	△1,089,338千円

3．退職給付費用の内訳

勤務費用	116,321千円
利息費用	52,707千円
期待運用収益	△34,066千円
数理計算上の差異の費用処理額	△36,140千円
退職給付費用	98,821千円

4．退職給付債務等の計算基礎

割引率	1.7%
期待運用収益率	1.7%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	3年

5．法定福利費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。
　なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、15,718千円となっています。
　また、翌事業年度以降において組合が負担することが見込まれる特例業務負担金の総額は381,139千円（平成19年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金将来見込額）となっています。

■17年度

Ⅰ．重要な会計方針

1．貸借対照表および損益計算書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。
2．有価証券の評価は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会　平成11年1月22日）に基づき、有価証券の保有区分ごとに次のとおり行っています。
　満期保有目的の債券は、その銘柄の異なるごとに移動平均法による償却原価法によって評価しています。
　その他有価証券で、時価のあるものについてはその銘柄の異なるごとに時価により評価し、移動平均法による償却原価法により計算した帳簿価額との差額を税効果調整後資本の部「株式等評価差額金」に計上しています。
3．棚卸資産で購買品の評価基準および評価方法は、売価還元法に基づく原価法により評価しています。
4．固定資産等の減価償却の方法
　(1)　減価償却資産
　　定率法（平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しています。
　(2)　無形固定資産
　　定額法を採用しています。また、当組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5年間）で定額法により償却しています。
　　なお、上記(1)から(2)の20万円未満の資産等については、一時損金経理を行っています。
5．引当金の計上基準
　(1)　貸倒引当金
　　貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産の自己査定基準および償却・引当基準により、次のとおり計上しています。
　　一般貸倒引当金の繰入として貸出金総額の一定率を限度として計上しています。
　　すべての債権は、資産査定要領に基づき、総務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。
　(2)　退職給付引当金
　　退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期に発生していると認められる額を計上しています。
　　数理計算上の差異については、各期の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生期から費用処理することとしています。
　(3)　賞与引当金
　　賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する支給見込額のうち、当期に帰属する金額を計上しています。
　(4)　役員退任給与引当金
　　役員退任給与引当金は、役員退任慰労金積立規程に定めるところによる計算額のうち、当期に帰属する金額を計上しています。
6．リース取引の処理方法
　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借に準じた会計処理によっています。
7．消費税の会計処理の方式
　消費税の会計処理については税抜方式を採用しています。ただし、資産にかかる控除対象外消費税については、繰延消費税として「雑資産」に計上し、法人税法の定める期間（5年間）で毎期均等償却しています。

Ⅱ．会計方針の変更

「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計審議会：平成14年8月9日）および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号：平成15年10月31日）が、平成17年4月1日以後開始する事業年度から適用されることとなったことに伴い、当期より同会計基準および同適用指針を適用しています。
　これによる損益に与える影響はありません。

なお、資産のグルーピングの方法は、事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。遊休資産等については各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店、農業関連施設等については、複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としています。

Ⅲ．表示方法の変更

平成17年３月22日農林水産省令第27号「農業協同組合法施行規則の全部を改正する省令」および平成17年10月18日農林水産省令第112号「農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令」により、貸借対照表および損益計算書の様式が改正されました。

これにより、当期より貸借対照表については、共済事業資産に「その他の共済事業資産」および共済事業負債に「その他の共済事業負債」を追加しています。

損益計算書については、事業管理費のうちの「その他費用」を「その他事業管理費」に変更しています。

また、遊休資産等の主な管理費については、従来、事業管理費に計上しておりましたが、当期より事業外費用の「雑損失」に含めて記載するよう変更しています。なお、従来の方法によった場合と比較して、事業利益が1,523千円増加しています。

Ⅳ．追加情報

法定福利費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法附則57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、同組合より示され平成18年３月現在における平成44年３月までの特例業務負担金の将来見込額は、382,885千円となっています。

Ⅴ．貸借対照表に関する注記

１．貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、３ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権の額の合計額は52,897千円であり、その内訳は次のとおりです。

破綻先債権	―千円
延滞債権	52,897千円
３ヵ月以上延滞債権	―千円
貸出条件緩和債権	―千円

なお、それぞれの定義は以下により行っています。

イ．「破綻先債権」とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込のないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下『未収利息不計上貸出金』という。）のうち、法人税法施行令第96条第１項第３号のイからホに掲げる事由または第４号に規定する事由が生じているものをいいます。

ロ．「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金で破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいいます。

ハ．「３ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月遅延している貸出金（破綻先債権、延滞債権を除く。）をいいます。

ニ．「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利になる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および３ヵ月以上延滞債権を除く。）をいいます。

２．国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している当期圧縮記帳累計額は1,000千円であり、当期は圧縮記帳を実施しておりません。なお、累計額は平成14年度からの合計金額です。

３．理事、監事に対する金銭債権の総額は、104,065千円です。

４．理事、監事に対する金銭債務はありません。

５．担保に供されている資産は次のとおりです。

担保に供されている資産

・定期預金　5,000,000千円

６．農業協同組合法施行規則第167条第２号に規定されている時価を付したことにより増加した純資産の額は、1,991千円です。

Ⅵ．損益計算書に関する注記

１．特別損失のうちの「その他の特別損失」には、選択定年者に係る割増退職金70,314千円が含まれています。

Ⅶ．リース取引に関する注記

(1)　リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、リース物件の所有権が借り手に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりです。

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

（単位：千円）

	機械装置	器具備品	そ の 他	合　計
取得価額相当額	―	56,015	―	56,015
減価償却累計額相当額	―	27,779	―	27,779
期末残高相当額	―	28,235	―	28,235

②未経過リース料期末残高相当額

１年以内	10,231千円
１年超	18,893千円
合計	29,125千円

③当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	16,246千円
減価償却費相当額	15,084千円
支払利息相当額	1,030千円

④減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっています。

⑤利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価格相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっています。

(2)　ファイナンス・リース取引以外の、所有権が借り手に移転しないオペレーティング・リース取引ついては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は次のとおりです。

未経過リース料

１年以内	121千円
１年超	―千円
合計	121千円

Ⅷ．税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（繰延税金資産）

貸倒引当金超過額	191,706千円
退職給付引当金超過額	363,275千円
未払事業税否認額	10,176千円
その他	102,627千円
繰延税金資産合計（A）	667,784千円

（繰延税金負債）

固定資産圧縮積立金	△4,898千円
外部出資	△2,689千円
その他有価証券評価益	△3,456千円
繰延税金負債（B）	△11,044千円
繰延税金資産の総額（A＋B）	656,740千円

2．法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	30.4%
（調　整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.9%
住民税均等割等	0.2%
その他	△1.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%

Ⅸ．有価証券に関する注記

1．売買目的有価証券

該当なし

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：千円）

種　類	貸借対照表計上額	時　価	評価差額		
				うち益	うち損
国債	18,501,208	17,643,000	△858,208	0	858,208
社債	13,502,288	13,249,731	△252,557	74,553	327,111
合計	32,003,496	30,892,731	△1,110,765	74,553	1,185,319

3．子会社および関連会社株式で時価のあるもの（売買目的有価証券を除く）

該当なし

4．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

種　類	取得原価または償却原価	貸借対照表計上額	評価差額		
				うち益	うち損
国債	971,585	974,446	2,861	11,370	8,508
合計	971,585	974,446	2,861	11,370	8,508

なお、上記評価差額から繰延税金負債870千円を差し引いた額1,991千円が、「株式等評価差額金」に含まれています。

5．当期中に売却した満期保有目的の債券

該当なし

6．当期中に売却したその他有価証券

該当なし

7．時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額

該当なし

8．保有目的区分を変更した有価証券

該当なし

9．その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額

（単位：千円）

種　類	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	66,000	462,000	4,443,585	14,501,208
社債	2,200,000	600,000	1,300,000	9,402,288
合計	2,266,000	1,062,000	5,743,585	23,903,496

Ⅹ．退職給付会計に関する注記

1．採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、適格退職年金制度による退職給付制度を採用しています。

2．退職給付債務およびその内訳

ア　退職給付債務	△3,100,432千円
イ　年金資産	2,003,894千円
ウ　未積立退職給付債務（ア＋イ）	△1,096,537千円
エ　会計基準変更時差異の未処理額	―千円
オ　未認識過去勤務債務	―千円
カ　未認識数理計算上の差異	△98,448千円
キ　退職給付引当金（ウ＋エ＋オ＋カ）	△1,194,986千円

3．退職給付費用の内訳

ア　勤務費用	115,402千円
イ　利息費用	51,538千円
ウ　期待運用収益	△30,698千円
エ　会計基準変更時差異の費用処理額	―千円
オ　過去勤務債務の費用処理額	―千円
カ　数理計算上の差異の費用処理額	△39,725千円
キ　退職給付費用計（ア＋イ＋ウ＋エ＋オ＋カ）	96,517千円

なお、上記退職給付費用以外に、選択定年者に係る割増退職金70,314千円を特別損失に計上しています。

4．退職給付債務等の計算基礎

割引率	1.7%
期待運用収益率	1.7%
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	3年

4. キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

科　　目	平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）	平成17年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	1, 418, 172	659, 039
減価償却費	107, 236	99, 321
貸倒引当金の増加額	△623, 692	—
賞与引当金の増加額	2, 991	△5, 194
退職給付引当金の増加額	△105, 647	△17, 518
役員退任給与引当金の増加額	12, 255	△23, 515
信用資金運用収益	△3, 266, 226	△2, 918, 869
信用資金調達費用	543, 482	317, 493
共済貸付金利息	△17, 135	△15, 929
共済借入金利息	17, 157	15, 806
受取雑利息および受取出資配当金	△91, 473	△83, 611
支払雑利息	1, 532	1, 483
為替差損益（△）	—	△17
有価証券関係損益（△）	755	609
固定資産除去損	17, 021	3, 545
（信用事業活動による資産および負債の増減）		
貸出金の純増（△）減	△2, 260, 915	△1, 816, 663
預金の純増（△）減	△12, 350, 000	△9, 500, 000
貯金の純増減（△）	8, 321, 161	9, 846, 847
信用事業借入金の純増減（△）	696, 411	2, 486, 314
その他の信用事業資産の純増（△）減	340	△8, 509
その他の信用事業負債の純増減（△）	335, 508	△94, 114
（共済事業活動による資産および負債の増減）		
共済貸付金の純増（△）減	△39, 041	△15, 211
共済借入金の純増減（△）	38, 686	15, 953
共済資金の純増減（△）	125, 677	△58, 327
未経過共済付加収入の純増減（△）	△30, 344	△19, 444
共済未払費用の純増減（△）	365	△392
その他の共済事業資産の純増（△）減	11	△27
（経済事業活動による資産および負債の増減）		
受取手形および経済事業未収金の純増（△）減	31, 122	△2, 606
棚卸資産の純増（△）減	△6, 624	28, 412
支払手形および経済事業未払金の純増減（△）	△17, 228	△21, 819
経済事業受託債務の純増減（△）	5, 711	—
（その他の資産および負債の純増減）		
その他の資産の純増（△）減	△12, 087	△9, 904
その他の負債の純増減（△）	△81, 219	27, 277
未払消費税等の純増減（△）	—	△1, 558
信用事業資金運用による収入	2, 991, 738	2, 834, 761
信用事業資金調達による支出	△398, 273	△325, 874
共済貸付金利息による収入	16, 103	16, 031
共済借入金利息による支出	△16, 053	△15, 827
その他	—	1, 261
小　　計	△4, 632, 520	1, 399, 222
雑利息および出資配当金の受取額	91, 473	83, 611
雑利息の支払額	△1, 526	△1, 478
法人税等の支払額	△164, 826	△174, 240
事業活動によるキャッシュ・フロー	△4, 707, 399	1, 307, 115
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出（△）	△499, 765	△3, 744, 291
有価証券の償還による収入	4, 761, 127	4, 393, 644
補助金の受入による収入	1, 089	—
固定資産の取得による支出（△）	△224, 305	△284, 297
外部出資の取得による支出（△）	△780, 166	△513, 730
外部出資の売却等による収入	700, 119	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	3, 958, 099	△148, 674
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	51, 323	21, 884
出資の払戻しによる支出（△）	△2, 466	△3, 462
出資配当金の支払額（△）	△34, 893	△34, 434
財務活動によるキャッシュ・フロー	13, 963	△16, 012
4. 現金および現金同等物に係る換算差額	0	17
5. 現金および現金同等物の増加額	△735, 336	1, 142, 445
6. 現金および現金同等物の期首残高	2, 929, 139	1, 786, 693
7. 現金および現金同等物の期末残高	2, 193, 803	2, 929, 139

（注）本計算書は、農業協同組合法上、総代会の報告対象とはなっていませんが、参考として当年度より記載しています。

(1)現金および現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、「現金」および「預金」中の当座預金、普通預金および通知預金となっています。

(2)現金および現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

平成18年3月31日	
現金・預金勘定	228, 929, 139
当座預金、普通預金および通知預金以外の預金	△226, 000, 000
現金および現金同等物	2, 929, 139
平成19年3月31日	
現金・預金勘定	240, 543, 803
当座預金、普通預金および通知預金以外の預金	△238, 350, 000
現金および現金同等物	2, 193, 803

5. 剰余金処分計算書

（単位：千円）

項　　目	平成18年度 総代会承認日 平成19年６月21日	平成17年度 総代会承認日 平成18年６月23日
当期未処分剰余金	1,224,099	711,348
積立金取崩額	1,849	2,318
うち圧縮積立金	1,849	2,318
剰余金処分額	956,421	434,893
任意積立金	920,000	400,000
貸出債権積立金	620,000	—
特別積立金	300,000	400,000
出資配当金	36,421	34,893
（出資配当率）	（3.5%）	（3.5%）
次期繰越剰余金	269,526	278,773

（注）１．目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

平成18年度

（単位：千円）

種　類	貸出債権積立金	信用事業基盤強化積立金	施設設備積立金	有価証券価格変動準備金
目的	貸出金の強化に必要な資金を積み立てる	信用事業の改善・発展に必要な資金を積み立てる	中長期的に予定する施設の取得に必要な資金を積み立てる	有価証券運用の価格変動リスクに対して必要な資金を積み立てる
積立目標額	期末貸出残高の100分の2.5	期末貯金・定期積金残高の100分の1.5	５億円	期末有価証券残高の100分の５を限度とする
積立基準	目標額の範囲内において、当期剰余金を参酌し積み立てる			
取崩基準	貸倒損失により、当期剰余金に重要な影響を与える場合にその減少額等の範囲内で取り崩す	信用事業の基盤に重大な影響があるという事実が発生した場合にその減少額等の範囲内で取り崩す	積立目的が達成された日の属する決算期を含む５年の間で、当該年度の費用相当分を参酌の上、計画的に取り崩す	時価の著しい下落にともなう評価損計上（減損処理）により、当期剰余金に重要な影響を与える年度に当該減損処理相当額を取り崩す
当期積立額	620,000	—	—	—
当期積立累計額	620,000	1,400,000	430,000	100,000

平成17年度

（単位：千円）

種　類	信用事業基盤強化積立金	施設設備積立金	有価証券価格変動準備金
目的	信用事業の改善・発展に必要な資金を積み立てる	中長期的に予定する施設の取得に必要な資金を積み立てる	有価証券運用の価格変動リスクに対して必要な資金を積み立てる
積立目標額	期末貯金・定期積金残高の100分の1.5	５億円	期末有価証券残高の100分の５を限度とする
積立基準	目標額の範囲内において、当期剰余金を参酌し積み立てる		
取崩基準	信用事業の基盤に重大な影響があるという事実が発生した場合にその減少額等の範囲内で取り崩す	積立目的が達成された日の属する決算期を含む５年の間で、当該年度の費用相当分を参酌の上、計画的に取り崩す	時価の著しい下落にともなう評価損計上（減損処理）により、当期剰余金に重要な影響を与える年度に当該減損処理相当額を取り崩す
当期積立額	—	—	—
積立累計額	1,400,000	430,000	100,000

２．次期繰越剰余金には、教育、生活・文化改善の事業費用、および広報誌「ＣＲＯＰ」の編集・発行費用にあてるための繰越額が含まれています。

平成18年度　50,000千円　　平成17年度　50,000千円

6. 部門別損益計算書

■平成18年度

（単位：千円）

区　　分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	5, 068, 402	3, 334, 595	960, 081	626, 458	140, 779	6, 490	
事業費用	②	1, 611, 658	799, 030	78, 033	524, 220	189, 571	20, 807	
事業総利益（①－②）	③	3, 456, 744	2, 535, 565	882, 048	102, 238	△48, 792	△14, 317	
事業管理費	④	2, 750, 163	1, 830, 500	561, 542	191, 118	85, 105	81, 897	
（うち減価償却費）	⑤	（107, 236）	（63, 815）	（12, 919）	（14, 133）	（8, 068）	（8, 301）	
※うち共通管理費	⑥		511, 585	186, 112	58, 840	24, 826	24, 664	△806, 027
（うち減価償却費）	⑦		（4, 782）	（1, 740）	（550）	（232）	（231）	（△7, 535）
事業利益（③－④）	⑧	706, 580	705, 066	320, 506	△888, 800	△133, 897	△96, 214	
事業外収益	⑨	112, 690	89, 904	3, 507	6, 832	619	11, 829	
※うち共通分	⑩		2, 022	735	233	98	97	△3, 185
事業外費用	⑪	9, 461	6, 005	2, 185	691	291	290	
※うち共通分	⑫		6, 005	2, 185	691	291	290	△9, 461
経常利益（⑧＋⑨－⑪）	⑬	809, 809	788, 965	321, 828	△82, 739	△133, 569	△84, 675	
特別利益	⑭	626, 473	626, 473	0	0	0	0	
※うち共通分	⑮		—	—	—	—	—	—
特別損失	⑯	18, 110	11, 494	4, 182	1, 322	558	554	
※うち共通分	⑰		11, 494	4, 182	1, 322	558	554	△18, 110
税引前当期利益（⑬＋⑭－⑯）	⑱	1, 418, 172	1, 403, 944	317, 646	△84, 061	△134, 127	△85, 229	
営農指導事業分配賦額	⑲		55, 799	20, 302	6, 426	2, 702	△85, 229	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益（⑱－⑲）	⑳	1, 418, 172	1, 348, 145	297, 344	△90, 487	△136, 829		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

■平成17年度

（単位：千円）

区　　分		計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	4, 976, 371	3, 003, 063	967, 211	733, 196	272, 395	506	
事業費用	②	1, 610, 708	546, 103	73, 837	660, 250	308, 402	22, 116	
事業総利益（①－②）	③	3, 365, 663	2, 456, 960	893, 374	72, 946	△36, 007	△21, 610	
事業管理費	④	2, 709, 007	1, 822, 643	517, 543	154, 296	153, 048	61, 477	
（うち減価償却費）	⑤	99, 321	56, 659	11, 007	8, 669	15, 829	7, 157	
※うち共通管理費	⑥		595, 567	186, 616	62, 696	56, 252	19, 518	△920, 649
（うち減価償却費）	⑦		4, 815	1, 509	507	455	158	△7, 444
事業利益（③－④）	⑧	656, 656	634, 317	375, 831	△81, 350	△189, 055	△83, 087	
事業外収益	⑨	116, 823	85, 508	4, 853	11, 151	1, 051	14, 260	
※うち共通分	⑩		5, 334	1, 671	562	504	175	△8, 246
事業外費用	⑪	14, 341	9, 278	2, 906	977	876	304	
※うち共通分	⑫		9, 278	2, 906	977	876	304	△14, 341
経常利益（⑧＋⑨－⑪）	⑬	759, 138	710, 547	377, 778	△71, 176	△188, 880	△69, 131	
特別利益	⑭	—	—	—	—	—	—	
※うち共通分	⑮		—	—	—	—	—	—
特別損失	⑯	100, 099	64, 754	20, 290	6, 817	6, 116	2, 122	
※うち共通分	⑰		64, 754	20, 290	6, 817	6, 116	2, 122	△100, 099
税引前当期利益（⑬＋⑭－⑯）	⑱	659, 039	645, 793	357, 488	△77, 993	△194, 996	△71, 253	
営農指導事業分配賦額	⑲		47, 092	14, 757	4, 959	4, 445	△71, 253	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益（⑱－⑲）	⑳	659, 039	598, 701	342, 731	△82, 952	△199, 441		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

部門別損益計算書（平成18年度）注記

（注）

1．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（1）共通管理費等

役職員の稼動割合を基準に配賦する。

（2）営農指導事業

役職員の稼動割合を基準に配賦する。

2．配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）　（単位：%）

区　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	63. 47	23. 09	7. 30	3. 08	3. 06	100. 00
営農指導事業	65. 47	23. 82	7. 54	3. 17		100. 00

部門別損益計算書（平成17年度）注記

（注）

1．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（1）共通管理費等

役職員の稼動割合を基準に配賦する。

（2）営農指導事業

役職員の稼動割合を基準に配賦する。

2．配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）　（単位：%）

区　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	64. 69	20. 27	6. 81	6. 11	2. 12	100. 00
営農指導事業	66. 09	20. 71	6. 96	6. 24		100. 00

7. 財務諸表の正当性等にかかる確認

確　認　書

1．私は、当ＪＡの平成18年４月１日から平成19年３月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

2．当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

(1)業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

(2)業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

(3)重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成19年７月２日

堺市農業協同組合
代表理事組合長　津塩壽郎

経営資料　Ⅱ 損益の状況

1．最近の５事業年度の主要な経営指標

（単位：千円、口、人）

項目	平成18年度	平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度
経常収益	5,068,403	4,976,371	5,954,032	6,054,755	5,924,904
信用事業収益	3,334,595	3,003,063	3,632,451	3,613,698	3,563,532
共済事業収益	960,081	967,211	988,163	1,004,704	1,013,181
購買事業収益	－	－	－	－	1,249,378
販売事業収益	－	－	－	－	17,812
その他の収益	－	－	－	－	80,999
農業関連事業収益	626,458	733,196	854,435	872,177	－
その他事業収益	147,269	272,901	478,983	564,176	－
経常利益	809,809	759,139	482,013	377,486	270,033
当期剰余金	945,325	452,681	322,780	217,459	170,621
出資金	1,061,497	1,010,174	990,756	979,683	970,924
（出資口数）	(1,061,497)	(1,010,174)	(990,756)	(979,683)	(970,924)
純資産額	14,125,524	13,163,308	12,749,463	12,446,178	12,278,498
総資産額	334,181,613	323,708,264	311,187,529	300,786,028	286,227,037
貯金等残高	311,383,536	303,062,375	293,215,527	282,585,415	269,432,882
貸出金残高	54,204,067	51,943,152	50,126,488	44,340,759	45,447,915
有価証券残高	28,720,743	32,977,942	33,662,130	27,199,127	30,026,468
剰余金配当金額	36,421	34,893	34,434	34,025	33,906
出資配当の額	36,421	34,893	34,434	34,025	33,906
事業分量配当の額	－	－	－	－	－
職員数	322	316	311	312	314
単体自己資本比率	19.53%	19.62%	18.79%	17.71%	18.21%

（注）1．経常収益の事業区分については、平成15年６月30日付内閣府・農林水産省令第７号により「農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令」が改正され、平成15年４月１日以降開始する事業年度より適用されたことにともない、平成14年度は改正前の事業区分に基づき、平成15年度以降は改正後の事業区分に基づき記載しています。
2．当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3．単体自己資本比率は、金融庁・農林水産省告示（農業協同組合法第11条の２の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準）に定められた算式で算定したものです。
また、平成18年度末から、新しい自己資本比率規制（新ＢＩＳ規制）が適用されることにともない、平成18年３月28日付の金融庁・農林水産省告示第２号により上記告示が全面改正され、オペレーショナル・リスクの追加など自己資本比率の計算方法が変わっています。平成17年度以前の数値は、旧基準によるものです。
4．信託業務の取り扱いは行っていません。
5．出資口数の単位は「口」、出資１口金額は1,000円です。
6．職員数には、派遣職員を含みます。

2. 利益総括表

（単位：千円）

種類	平成18年度	平成17年度	増減
資金運用収益	3, 265, 471	2, 918, 260	347, 211
資金調達費用	543, 482	317, 493	225, 989
資金運用収支	2, 721, 989	2, 600, 767	121, 222
役務取引等収益	46, 430	45, 986	444
役務取引等費用	8, 512	7, 904	608
役務取引等収支	37, 918	38, 082	△164
その他信用事業収益	22, 693	38, 816	△16, 123
その他信用事業費用	247, 034	220, 705	26, 329
その他信用事業収支	△224, 341	△181, 889	△42, 452
信用事業粗利益	2, 535, 565	2, 456, 960	78, 605
（信用事業粗利益率）	0. 83%	0. 79%	0. 04%
共済事業粗利益	884, 560	893, 374	△8, 814
（共済事業粗利益率）	0. 14%	0. 15%	△0. 01%
購買事業粗利益	59, 225	73, 058	△13, 833
（購買事業粗利益率）	9. 87%	8. 38%	1. 49%
販売事業粗利益	44, 089	1, 867	42, 222
（販売事業粗利益率）	16. 74%	3. 66%	13. 08%
総粗利益	3, 459, 524	3, 365, 664	93, 860
（総粗利益率）	1. 04%	1. 04%	0. 00%

（注）1．信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
2．共済事業粗利益率＝共済事業粗利益÷長期共済保有高×100
3．購買事業粗利益率＝購買事業粗利益÷購買取扱高×100
4．販売事業粗利益率＝販売事業粗利益÷販売取扱高×100
5．総粗利益率＝総粗利益÷総資産平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

（単位：千円）

項目	平成18年度			平成17年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	317, 628, 316	3, 265, 471	1. 00%	308, 551, 730	2, 918, 260	0. 94%
うち預金	232, 475, 970	1, 756, 229	0. 75%	221, 928, 744	1, 544, 829	0. 69%
うち有価証券	30, 398, 974	398, 394	1. 31%	34, 801, 565	427, 054	1. 22%
うち貸出金	54, 753, 371	1, 110, 798	2. 02%	51, 821, 420	944, 852	1. 81%
資金調達勘定	310, 867, 877	543, 482	0. 17%	302, 230, 112	317, 493	0. 10%
うち貯金・定期積金	306, 087, 991	492, 041	0. 16%	299, 518, 576	288, 972	0. 09%
うち借入金	4, 779, 885	41, 326	0. 86%	2, 711, 536	26, 778	0. 98%
総資金利ざや			0. 33%			0. 25%

（注）1．総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
2．1の経費率には、信用事業の指導部費負担額を含めていません。

4. 受取・支払利息の増減額

（単位：千円）

項目	平成18年度増減額	平成17年度増減額
受取利息	347, 211	152, 027
うち預金	166, 304	44, 105
うち有価証券	△28, 660	65, 495
うち貸出金	164, 453	16, 311
支払利息	225, 989	11, 558
うち貯金・定期積金	203, 069	8, 675
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	14, 548	9, 753

（注）増減額は前年度対比です。

1．信用事業

(1)　貯金に関する指標

①貯金の科目別期末残高

（単位：千円）

種類	平成18年度		平成17年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
当座貯金	247,401	0.08%	324,891	0.11%	△77,490
普通貯金	76,747,669	24.65%	77,009,787	25.41%	△262,118
貯蓄貯金	3,187,454	1.02%	3,317,097	1.09%	△129,643
通知貯金	38,000	0.01%	52,201	0.02%	△14,201
その他の流動性貯金	527,798	0.17%	617,413	0.21%	△89,615
流動性貯金計	80,748,325	25.93%	81,321,390	26.84%	△573,065
定期貯金	199,671,676	64.12%	190,854,166	62.98%	8,817,509
定期積金	30,680,630	9.85%	30,587,703	10.09%	92,926
その他の定期性貯金	282,903	0.09%	299,113	0.10%	△16,210
定期性貯金計	230,635,210	74.07%	221,740,985	73.17%	8,894,225
譲渡性貯金その他の貯金	—	—	—	—	—
合計	311,383,536	100.00%	303,062,376	100.00%	8,321,160

②貯金の科目別平均残高

（単位：千円）

種類	平成18年度		平成17年度		増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
当座貯金	188,174	0.06%	201,001	0.07%	△12,826
普通貯金	75,924,616	24.80%	74,334,209	24.82%	1,590,407
貯蓄貯金	3,266,842	1.07%	3,440,996	1.15%	△174,153
通知貯金	23,521	0.01%	16,967	0.01%	6,554
その他の流動性貯金	621,654	0.20%	626,800	0.21%	△5,145
流動性貯金計	80,024,809	26.14%	78,619,975	26.25%	1,404,834
定期貯金	195,399,014	63.84%	190,618,301	63.64%	4,780,713
定期積金	30,376,457	9.92%	29,967,537	10.01%	408,920
その他の定期性貯金	287,709	0.09%	312,762	0.10%	△25,053
定期性貯金計	226,063,182	73.86%	220,898,601	73.75%	5,164,580
譲渡性貯金その他の貯金	—	—	—	—	—
合計	306,087,991	100.00%	299,518,577	100.00%	6,569,413

③定期貯金の金利条件別内訳残高

（単位：千円）

種類	平成18年度		平成17年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定自由金利定期	199,912,823	99.97%	191,104,183	99.97%	8,808,640
変動自由金利定期	35,034	0.01%	38,929	0.02%	△3,894
その他定期貯金	6,721	0.00%	10,168	0.01%	△3,447
合計	199,954,579	100.00%	191,153,280	100.00%	8,801,299

（注）1．固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
　　2．変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

(2)　貸出金等に関する指標

①貸出金の科目別期末残高

（単位：千円）

種類	平成18年度		平成17年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
手形貸付	22, 200	0. 04%	57, 550	0. 11%	△35, 350
証書貸付	53, 014, 856	97. 80%	50, 615, 041	97. 44%	2, 399, 814
当座貸越	811, 661	1. 50%	892, 351	1. 72%	△80, 690
制度資金貸付金	355, 350	0. 65%	378, 208	0. 73%	△22, 858
合計	54, 204, 067	100. 00%	51, 943, 152	100. 00%	2, 260, 915

②貸出金の科目別平均残高

（単位：千円）

種類	平成18年度		平成17年度		増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付	46, 150	0. 08%	62, 271	0. 12%	△16, 121
証書貸付	53, 420, 854	97. 70%	50, 571, 739	97. 37%	2, 849, 114
当座貸越	841, 098	1. 54%	911, 949	1. 76%	△70, 851
制度資金貸付金	367, 970	0. 67%	387, 193	0. 75%	△19, 222
合計	54, 676, 073	100. 00%	51, 933, 153	100. 00%	2, 742, 920

③貸出金の金利条件別内訳残高

（単位：千円）

種類	平成18年度		平成17年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	31, 128, 316	57. 43%	45, 240, 788	87. 10%	△14, 112, 471
変動金利貸出	22, 264, 089	41. 07%	5, 810, 012	11. 18%	16, 454, 077
その他貸出	811, 661	1. 50%	892, 351	1. 71%	△80, 690
合計	54, 204, 067	100. 00%	51, 943, 152	100. 00%	2, 260, 915

④貸出金の担保別内訳残高

（単位：千円）

種類		平成18年度	平成17年度	増減
物的担保	貯金等	811, 562	1, 059, 498	△247, 935
	有価証券	—	—	—
	動産	—	—	—
	不動産	—	—	—
	その他担保物	—	—	—
	計	811, 562	1, 059, 498	△247, 935
保証	農業信用基金協会保証	28, 964, 066	24, 598, 535	4, 365, 530
	その他保証	1, 344	2, 281	△937
	計	28, 965, 410	24, 600, 817	4, 364, 593
信用		24, 427, 094	26, 282, 836	△1, 855, 741
合計		54, 204, 067	51, 943, 152	2, 260, 915

⑤債務保証の担保別内訳残高

該当項目はありません。

⑥貸出金の使途別内訳残高

（単位：千円）

種類	平成18年度		平成17年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	40, 259, 879	74. 27%	33, 713, 627	64. 90%	6, 546, 252
運転資金	13, 742, 126	25. 35%	17, 995, 877	34. 65%	△4, 253, 750
その他	202, 061	0. 37%	233, 647	0. 45%	△31, 585
合計	54, 204, 067	100. 00%	51, 943, 152	100. 00%	2, 260, 915

⑦貸出金の業種別残高

（単位：千円）

種類	平成18年度		平成17年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
製造業	65, 753	0. 12%	333	0. 00%	65, 420
農業	315, 967	0. 58%	20, 055, 524	38. 61%	△19, 739, 556
林業	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	82, 360	0. 15%	—	—	82, 360
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—
運輸業	6, 000	0. 01%	—	—	6, 000
卸売・小売業	11, 626	0. 02%	—	—	11, 626
金融・保険業	4, 515	0. 01%	—	—	4, 515
不動産業	15, 600, 939	28. 78%	—	—	15, 600, 939
各種サービス業	141, 195	0. 26%	—	—	141, 195
地方公共団体	20, 256, 646	37. 37%	20, 744, 604	39. 94%	△487, 957
その他	17, 719, 061	32. 69%	11, 142, 691	21. 45%	6, 576, 370
合計	54, 204, 067	100. 00%	51, 943, 152	100. 00%	2, 260, 915

（注）業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいています。

⑧リスク管理債権の状況

（単位：千円）

区分	平成18年度	平成17年度	増減
破綻先債権額 (A)	—	—	—
延滞債権額 (B)	52,884	52,897	△13
3ヵ月以上延滞債権額 (C)	—	—	—
貸出条件緩和債権額 (D)	—	—	—
合計 ((E)＝(A)＋(B)＋(C)＋(D))	52,884	52,897	△13
担保保証付債権額 (F)	52,884	52,897	△13
個別貸倒引当金勘定残高 (G)	—	—	—
担保保証付控除後債権額 ((H)＝(E)－(F)－(G))	—	—	—

（注）1．破綻先債権
元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。
2．延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、上記に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。
3．3ヵ月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金（上記に掲げるものを除く。）をいう。
4．貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記に掲げるものを除く。）をいう。

⑨金融再生法開示債権の状況

●金融再生法に基づく資産査定額

（単位：千円）

区分	平成18年度	平成17年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	16,359	501
危険債権	36,524	52,396
要管理債権	—	—
合計	52,884	52,897
正常債権	54,220,232	51,890,255

本表記載の資産査定額は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、貸借対照表の貸出金、貸付有価証券、債務保証見返、信用未収利息および信用仮払金の各勘定について、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、以下のとおり区分しています。
なお、当組合は同法の対象とはなっていませんが、参考として、同法の定める基準に従い資産査定額を平成15年度より記載しています。

（注）1．破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいう。
2．危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。
3．要管理債権
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいう。
4．正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権をいう。

●金融再生法開示債権の保全状況

（単位：千円）

区分	平成18年度	平成17年度
金融再生法開示債権合計 (A)	52,884	52,897
保全額合計 (B)	52,884	52,897
うち貸倒引当金	—	—
うち担保保証等	52,884	52,897
保全率 (B)／(A)	100.00%	100.00%

（注）貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いた金額を記載しています。

＜参考＞開示債権と自己査定の相関図

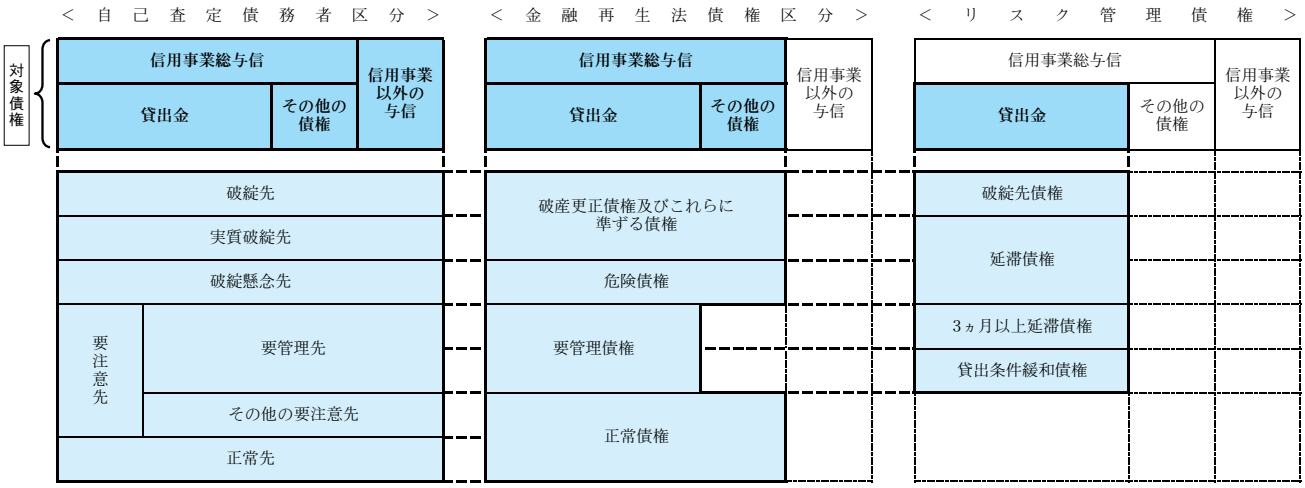

●破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先
現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）

●要管理先
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる債権に該当する債務者
ⅰ　3ヵ月以上延滞債権
元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権
ⅱ　貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の再建または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先
要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先
業況が良好であり、かつ、財務内容につき特段の問題がないと認められる債務者

●破産更正債権およびこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権

●危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができない可能性の高い債権

●要管理債権
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金

●正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権

●破綻先債権
元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。

●延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。

●3ヵ月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権に掲げるものを除く。）をいう。

●貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に掲げるものを除く。）

⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑪貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：千円）

区分		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
平成18年度	一般貸倒引当金	810,000	186,307	－	810,000	186,307
	個別貸倒引当金	－	－	－	－	－
	合計	810,000	186,307	－	810,000	186,307
平成17年度	一般貸倒引当金	810,000	810,000	－	810,000	810,000
	個別貸倒引当金	－	－	－	－	－
	合計	810,000	810,000	－	810,000	810,000

（注）その他の金額は洗替による取崩額です。

⑫貸出金償却等の額

該当項目はありません。

(3)　為替業務等取扱実績

①内国為替取扱実績

（単位：件、千円）

種類	平成18年度				平成17年度			
	仕向		被仕向		仕向		被仕向	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込為替	41, 577	59, 591, 629	180, 500	66, 816, 066	40, 618	52, 344, 637	172, 997	61, 605, 304
代金取立為替	10	26, 759	96	24, 553	25	277, 143	147	78, 284
雑為替	3, 413	504, 954	10, 373	484, 601	4, 169	498, 324	11, 773	525, 113
合計	45, 000	60, 123, 342	190, 969	67, 325, 220	44, 812	53, 120, 104	184, 917	62, 208, 701

②公共債の引受額・公共債窓販実績

（単位：千円）

種類	窓口販売実績		引受実績	
	平成18年度	平成17年度	平成18年度	平成17年度
国債	82, 000	121, 000	—	48, 042

③オフバランス取引の状況

該当項目はありません。

(4)　有価証券に関する指標

①有価証券の種類別平均残高

（単位：千円）

種類	平成18年度	平成17年度	増減
国債	19, 446, 792	18, 745, 463	701, 328
地方債	—	—	—
政府保証債	—	—	—
金融債	434, 042	1, 030, 435	△596, 393
短期社債	—	—	—
社債	10, 518, 158	15, 025, 666	△4, 507, 507
株式	—	—	—
受益証券	—	—	—
合計	30, 398, 993	34, 801, 565	△4, 402, 572

（注）貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、平成17年度および平成18年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

②商品有価証券の種類別平均残高

該当項目はありません。

③有価証券の残存期間別残高

（単位：千円）

年度	種類	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
平成18年度	国債	71, 664	251, 447	288, 809	193, 283	10, 108, 081	8, 501, 124	—	19, 414, 408
	地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	499, 790	—	—	—	—	499, 790
	社債	600, 000	—	—	1, 300, 000	3, 000, 000	3, 906, 544	—	8, 806, 544
	株式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—	—
平成17年度	国債	67, 087	192, 123	279, 759	237, 948	4, 197, 527	14, 501, 208	—	19, 475, 654
	地方債	—	—	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	1, 700, 000	600, 000	—	—	1, 300, 000	9, 902, 288	—	13, 502, 288
	株式	—	—	—	—	—	—	—	—
	受益証券	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、平成17年度および平成18年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報等

（単位：千円）

区分	平成18年度			平成17年度		
	取得価額 A	時価 B	評価損益 B－A	取得価額 C	時価 D	評価損益 D－C
売買目的	－	－	－	－	－	－
満期保有目的	27,807,459	26,904,461	△902,998	32,003,496	30,892,731	△1,110,765
その他保有	905,505	913,284	7,779	971,585	974,446	2,861
合計	28,712,964	27,817,745	△895,219	32,975,081	31,867,177	△1,107,904

（注）1．本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しています。
2．満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
3．その他有価証券については、時価を貸借対照表価額として計上しています。
4．非上場有価証券のうち時価相当額として価格等の算定可能なものは，次のとおりです。

区分	平成18年度			平成17年度		
	取得価額 A	時価 B	評価損益 B－A	取得価額 C	時価 D	評価損益 D－C
売買目的	－	－	－	－	－	－
満期保有目的	27,807,459	26,904,461	△902,998	32,003,496	30,892,731	△1,110,765
その他保有	905,505	913,284	7,779	971,585	974,446	2,861
合計	28,712,964	27,817,745	△895,219	32,975,081	31,867,177	△1,107,904

注）非上場有価証券の時価は，店頭売買有価証券については日本証券業協会が公表する売買価格等，公募債券については日本証券業協会が発表する公社債店頭（基準）気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格，証券投資信託の受益証券については基準価格によっています。

5．時価情報開示対象有価証券から除いた有価証券の取得価額は次のとおりです。
該当項目はありません。

②金銭の信託の時価情報等

該当項目はありません。

③金融先物取引等

該当項目はありません。

2. 共済事業取扱実績

(1) 長期共済新契約・保有高

（単位：千円）

種類			平成18年度 新契約高	平成18年度 年度末保有高	平成17年度 新契約高	平成17年度 年度末保有高
生命総合共済		終身共済	4,051,030	102,219,100	4,565,790	102,180,708
		定期生命共済	－	5,000	－	5,000
		養老生命共済	10,228,100	142,191,244	10,018,300	149,074,656
		うちこども共済	2,453,800	22,070,100	2,468,500	20,166,400
		医療共済	1,707,500	2,088,300	233,000	421,500
		がん共済	50,500	511,000	77,500	479,500
		定期医療共済	283,800	669,100	226,700	409,100
	年金共済	年金開始前	472,915	3,395,146	475,814	3,350,250
		年金開始後	－	2,521,059	－	2,459,515
		年金合計	472,915	5,916,206	475,814	5,809,765
建物更生共済			29,447,330	387,362,105	30,310,750	378,713,073
合計			45,768,260	635,220,850	45,432,040	631,458,538

（注）1．ＪＡ共済は，平成17年４月１日より、従来のＪＡが全国共済農業協同組合連合会（全共連）に再共済に付していた方式から、組合と全共連ともに共済契約の当事者とする共同元受方式へ変更しています。（次の短期共済においても同様です。）
2．金額は、保障金額（年金共済は年金年額、がん共済はがん死亡共済金額、定期医療共済は死亡給付金額。医療共済については死亡給付金額を含む。）を表示しています。
3．合計の金額には年金共済の年金年額を除き、年金共済に付加された定期特約金額を含んでいます。

(2) 短期共済新契約高

（単位：千円）

種類	平成18年度 金額	平成18年度 掛金	平成17年度 金額	平成17年度 掛金
火災共済	24,365,540	24,678	24,487,510	24,691
自動車共済	－	333,005	－	336,007
傷害共済	22,184,000	1,084	28,351,000	1,239
賠償責任共済	－	522	－	503
自賠責共済	－	52,488	－	52,428
合計	46,549,540	411,778	52,838,510	414,870

（注）1．金額は、保障金額を表示しています。
2．自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 購買事業取扱実績

（単位：千円）

種類		平成18年度 供給高	平成18年度 手数料	平成17年度 供給高	平成17年度 手数料
生産資材	飼料	6, 915	382	46, 765	1, 217
	肥料	110, 317	16, 342	116, 972	18, 252
	農薬	74, 425	7, 999	81, 052	8, 361
	保温資材	22, 569	2, 863	28, 291	3, 600
	包装資材	13, 406	1, 293	14, 879	1, 507
	農業機械	168, 085	6, 085	204, 554	6, 339
	石油類	1, 227	46	2, 510	69
	自動車	1, 684	67	3, 561	133
	建築資材	38, 228	2, 897	85, 573	5, 099
	その他	24, 430	4, 308	26, 161	3, 103
	計	461, 291	42, 286	610, 324	47, 683
生活物資	食料品 食糧米	44, 495	6, 037	159, 117	14, 137
	食料品 生鮮食品	6, 899	418	807	88
	食料品 一般食品	9, 878	1, 778	14, 259	2, 025
	衣料品	877	158	513	92
	耐久消費財	24, 333	1, 806	69, 806	7, 419
	日用雑貨	49, 324	2, 385	56, 621	3, 544
	その他	40	6	101	7
	計	135, 849	12, 591	301, 227	27, 313
合計		597, 140	54, 878	911, 551	74, 997

4. 販売事業取扱実績

（単位：千円）

種類		販売高 買取	販売高 受託	手数料 買取	手数料 受託
18年度	農産物直売所等	99, 305	164, 077	23, 572	24, 817
	合計	99, 305	164, 077	23, 572	24, 817
17年度	米・大豆	40, 862	10, 065	—	315
	合計	40, 862	10, 065	—	315

5. 指導事業

（単位：千円）

項目		平成18年度	平成17年度
収益	指導補助金	6, 133	235
	実費収入	11, 561	10, 991
	受入事務委託料	356	356
	計	18, 050	11, 582
費用	営農改善費	29, 888	31, 270
	生活改善費	17, 701	17, 775
	教育情報費	47, 925	43, 864
	計	95, 514	92, 909
収支差額		△77, 464	△81, 327

1. 利 益 率

項　　目	平成18年度	平成17年度	増　　減
総資産経常利益率	0.24%	0.23%	0.01%
資本経常利益率	6.14%	5.97%	0.17%
総資産当期純利益率	0.28%	0.14%	0.14%
資本当期純利益率	7.17%	3.56%	3.61%

（注）1．総資産経常（当期純）利益率 $= \dfrac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（除く債務保証見返り）平均残高}} \times 100$

2．資本経常（当期純）利益率 $= \dfrac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{資本（純資産）勘定平均残高}} \times 100$

2. 貯貸率・貯証率

区　　分		平成18年度	平成17年度	増　　減
貯貸率	期末	17.40%	17.13%	0.27%
	期中平均	17.88%	17.33%	0.55%
貯証率	期末	9.22%	10.88%	△1.66%
	期中平均	9.93%	11.61%	△1.68%

（注）1．貯貸率（期末） $= \dfrac{\text{貸出金残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$

2．貯貸率（期中平均） $= \dfrac{\text{貸出金平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

3．貯証率（期末） $= \dfrac{\text{有価証券残高}}{\text{貯金残高}} \times 100$

4．貯証率（期中平均） $= \dfrac{\text{有価証券平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100$

1．自己資本の構成に関する事項

（単位：千円）

項目		平成18年度	平成17年度
基本的項目	（A）	14, 078, 273	13, 126, 422
出資金（うち後配出資金）		1, 061, 497	1, 010, 174
回転出資金		－	－
再評価積立金		－	－
資本準備金		22, 249	22, 249
利益準備金		2, 183, 713	2, 183, 713
任意積立金		10, 549, 663	9, 631, 512
次期繰越剰余金		269, 526	278, 773
処分未済持分		△2, 962	
その他有価証券の評価差損		△5, 414	－
営業権相当額		－	－
企業結合により計上される無形固定資産相当額		－	
証券化取引により増加した自己資本に相当する額		－	
補完的項目	（B）	186, 307	431, 870
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		－	－
一般貸倒引当金		186, 307	431, 870
負債性資本調達手段等		－	－
負債性資本調達手段		－	－
期限付劣後債務		－	－
補完的項目不算入額		－	－
自己資本総額	（C）＝（A）＋（B）	14, 264, 581	13, 558, 292
控除項目	（D）	－	－
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		－	－
負債性資本調達手段およびこれに準ずるもの		－	－
期限付劣後債務およびこれに準ずるもの		－	－
非同時決済取引に係る控除額および信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額		－	
基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャーおよび信用補完機能を持つＩ／Ｏストリップス		－	
控除項目不算入額		－	－
自己資本額	（E）＝（C）－（D）	14, 264, 581	13, 558, 292
リスク・アセット等計	（F）	73, 035, 908	69, 099, 308
資産（オン・バランス）項目		66, 442, 741	69, 099, 308
オフ・バランス取引等項目		－	－
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額		6, 593, 167	
基本的項目比率	（A）／（F）	19. 28%	18. 99%
自己資本比率	（E）／（F）	19. 53%	19. 62%

（注）1．自己資本比率は、金融庁・農林水産省告示（農業協同組合法第11条の２の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準）に定められた算式で算定したものです。
また、平成18年度末から、新しい自己資本比率規制（新ＢＩＳ規制）が適用されることにともない、平成18年３月28日付の金融庁・農林水産省告示第２号により上記告示が全面改正され、オペレーショナル・リスクの追加など自己資本比率の計算方法が変わっています。そのため、平成17年度の数値は、旧基準によるものです。
2．当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保等の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

以下、開示する表に関しては、平成18年度末以降適用される新しい自己資本比率規制（新ＢＩＳ規制）に対応しているため、平成17年度の計数を算出していません。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

（単位：千円）

区　　分	平成18年度			平成17年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4％	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4％
我が国の中央政府および中央銀行向け	19, 432, 433	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	19, 088, 197	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1, 208, 225	120, 822	4, 832	—	—	—
地方三公社向け	1, 151, 246	10	—	—	—	—
金融機関および証券会社向け	244, 865, 163	49, 375, 316	1, 975, 012	—	—	—
法人等向け	3, 958, 596	2, 185, 265	87, 410	—	—	—
中小企業等向けおよび個人向け	965, 523	245, 150	9, 806	—	—	—
抵当権付住宅ローン	1, 357, 090	465, 620	18, 624	—	—	—
不動産取得等事業向け	2, 042, 379	1, 947, 954	77, 918	—	—	—
３ヵ月以上延滞等	12, 400	17, 543	701	—	—	—
信用保証協会等および株式会社産業再生機構保証付	29, 023, 760	2, 844, 432	113, 777	—	—	—
共済約款貸付	477, 389	—	—	—	—	—
出資等	6, 449, 444	6, 449, 444	257, 977	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産（いわゆるファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	4, 325, 278	2, 791, 181	111, 647	—	—	—
合　　計	334, 357, 129	66, 442, 741	2, 657, 709	—	—	—

（注）1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2.「エクスポージャー」とは、資産ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
3.「３ヵ月以上延滞等」とは，元本または利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある２以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5.「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

（単位：千円）

平成18年度		平成17年度	
オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額 a	所要自己資本額 b＝a×４％	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額 a	所要自己資本額 b＝a×４％
6, 593, 167	263, 726	—	—

（注）オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当組合では基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

③所要自己資本額

（単位：千円）

平成18年度		平成17年度	
リスク・アセット（分母）合計 a	所要自己資本額 b＝a×４％	リスク・アセット（分母）合計 a	所要自己資本額 b＝a×４％
73, 035, 908	2, 921, 436	—	—

3. 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ｱ)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは，以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適　格　格　付　機　関
株式会社格付投資情報センター（R&Ｉ）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ゛（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

(ｲ)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適　格　格　付　機　関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

（単位：千円）

項　目	平成18年度				平成17年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
信用リスク期末残高	334,357,129	54,273,279	28,772,341	－	－	－	－	－

（注）1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3．「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。

③信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高および主な種類別の内訳

（単位：千円）

区分	平成18年度				平成17年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
国内	334,357,129	54,273,279	28,772,341	－	－	－	－	－
国外	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	334,357,129	54,273,279	28,772,341	－	－	－	－	－

（注）1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3．「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。

④信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高および主な種類別の内訳

（単位：千円）

項目		平成18年度				平成17年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
法人	農業	1,164	1,164	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	100,507	－	100,570	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	8,832	8,832	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	1,710,690	－	1,710,690	－	－	－	－	－
	金融・保険業	4,519,638	－	4,519,638	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,060,099	51,089	3,009,009	－	－	－	－	－
	日本国政府・地方公共団体	39,671,877	20,239,443	19,432,433	－	－	－	－	－
	その他	239,364,257	－	－	－	－	－	－	－
個人		33,972,749	33,972,749	－	－	－	－	－	－
その他		11,947,250	－	－	－	－	－	－	－
合計		334,357,129	54,273,279	28,772,341	－	－	－	－	－

（注）1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3．「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
4．「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

⑤信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高および主な種類別の内訳

（単位：千円）

区分	平成18年度				平成17年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ
1年以下	24,881,244	842,642	674,323	—	—	—	—	—
1年超3年以下	1,419,209	1,171,627	247,582	—	—	—	—	—
3年超5年以下	2,508,929	1,721,740	787,189	—	—	—	—	—
5年超7年以下	6,690,025	5,191,833	1,498,191	—	—	—	—	—
7年超10年以下	27,122,669	14,492,031	12,630,638	—	—	—	—	—
10年超	43,471,681	30,537,265	12,934,415	—	—	—	—	—
期限の定めのないもの	12,263,388	316,138	—	—	—	—	—	—
合計	334,357,129	54,273,279	28,772,341	—	—	—	—	—

（注）1．信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2．「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3．「店頭デリバティブ」とは、株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。

⑥3ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

（単位：千円）

区分	平成18年度	平成17年度
国内	12,400	—
国外	—	—
合計	12,400	—

（注）「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」には、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウエイトが150%となったエクスポージャーを含めています。

⑦3ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

（単位：千円）

項目		平成18年度	平成17年度
法人	農業	—	—
	林業	—	—
	水産業	—	—
	製造業	—	—
	鉱業	—	—
	建設・不動産業	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
	運輸・通信業	—	—
	金融・保険業	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—
	その他	—	—
個人		12,400	—
合計		12,400	—

（注）「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」には、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、および外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウエイトが150%となったエクスポージャーを含めています。

3. 信用リスクに関する事項

⑧貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：千円）

区分		平成18年度 期首残高	平成18年度 期中増加額	平成18年度 期中減少額 目的使用	平成18年度 期中減少額 その他	平成18年度 期末残高	平成17年度 期首残高	平成17年度 期中増加額	平成17年度 期中減少額 目的使用	平成17年度 期中減少額 その他	平成17年度 期末残高
一般貸倒引当金		810,000	186,307	—	810,000	186,307	810,000	810,000	—	810,000	810,000
個別貸倒引当金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国内		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

⑨貸出金償却の額

該当項目はありません。

⑩信用リスク削減効果勘案後の残高および自己資本控除額

（単位：千円）

区分		平成18年度 格付あり	平成18年度 格付なし	平成18年度 計	平成17年度 格付あり	平成17年度 格付なし	平成17年度 計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト0％	—	43,041,131	43,041,131	—	—	—
	リスク・ウエイト10％	—	29,652,545	29,652,545	—	—	—
	リスク・ウエイト20％	—	244,362,359	244,362,359	—	—	—
	リスク・ウエイト35％	—	1,330,344	1,330,344	—	—	—
	リスク・ウエイト50％	3,510,972	—	3,510,972	—	—	—
	リスク・ウエイト75％	—	326,867	326,867	—	—	—
	リスク・ウエイト100％	402,970	11,718,243	12,121,213	—	—	—
	リスク・ウエイト150％	—	11,695	11,695	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除額		—	—	—	—	—	—
合計		3,913,942	330,443,186	334,357,129	—	—	—

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がＡ－（マイナス）またはＡ３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

区分	平成18年度			平成17年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
わが国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	1,151,195	－	－	－	－
金融機関向けおよび証券会社向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	－	－	－	－	－	－
中小企業等向けおよび個人向け	15,042	－	－	－	－	－
抵当権住宅ローン	－	－	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
3ヵ月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－
その他	5,305	－	－	－	－	－
合計	20,348	1,151,195	－	－	－	－

（注）1.「エクスポージャー」とは、資産ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
2.「3ヵ月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび証券会社向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3.「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4.「その他」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・左記以外（固定資産等）が含まれます。
5.「クレジット・デリバティブ」とは、信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当項目はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものをいい、当ＪＡにおいては、系統および系統外出資が該当します。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、系統および系統外出資の評価等については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金（外部出資等損失引当金）の計上や直接償却（外部出資等償却）を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

（単位：千円）

項　　目	平成18年度		平成17年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　　場	－	－	－	－
非　上　場	6,449,444	6,449,444	－	－
合　　計	6,449,444	6,449,444	－	－

③出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

該当項目はありません。

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

該当項目はありません。

⑤貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当項目はありません。

8. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定方法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。当ＪＡでは、市場金利が上下に２％変動した時に受ける金利リスク量を算出し、そのうち経済価値の減少が大きい金利変動の金利リスク量を採用しています。

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当ＪＡでは、普通貯金等の額の50％相当額を０～５年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

②金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

（単位：千円）

項　　目	平成18年度	平成17年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減（△）額	△1,304,331	－

平成18年度

ＪＡの概要

1. 機　構　図

（平成19年７月１日現在）

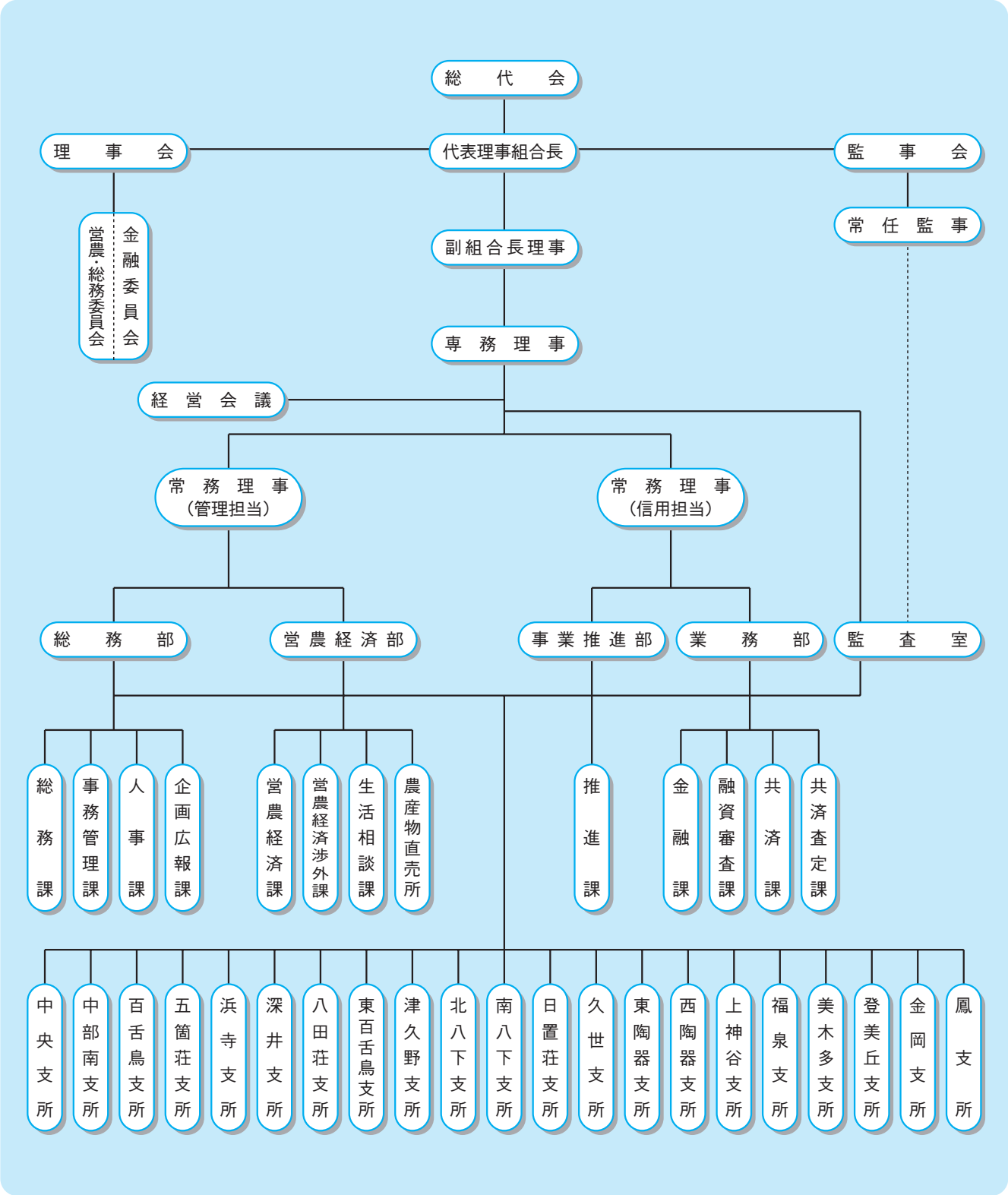

2. 役員一覧

■理　事

（平成19年７月１日現在）

役職名	氏名	代表権	役職名	氏名	代表権
代表理事組合長	津塩壽郎	有	理事	青木茂	無
副組合長理事	土居嘉儀	無	〃	南山眞一	〃
専務理事	松本隆司	〃	〃	田中源二郎	〃
常務理事（管理担当）	中野猛	〃	〃	西尾清	〃
常務理事（信用担当）	藤原孝太郎	〃	〃	西尾和夫	〃
理事	原田良一	〃	〃	土山和英	〃
〃	奥中忠彦	〃	〃	中谷錬一	〃
〃	西側実一	〃	〃	南野吉平	〃
〃	辻正雄	〃	〃	奥野拓	〃
〃	霜野繁治	〃	〃	池﨑俊幸	〃
〃	小林角造	〃	〃	橋本征吾	〃
〃	中辻健司	〃	〃	雛本竹雄	〃
〃	中野一夫	〃	〃	村田光代	〃

（順不同）

■監　事

（平成19年７月１日現在）

役職名	氏名
代表監事	尾下邦弘
常任監事	藤原秋夫
監事	小田守
〃	上野章
〃	伊藤裕幸

（順不同）

（注）監事のうち伊藤　裕幸は、農協法第30条第12項に定める要件を満たす員外監事です。

3. 組合員数

（単位：人、団体）

区分		平成18年度	平成17年度
正組合員	個人	6,508	6,570
	法人　農事組合法人	1	2
	法人　その他の法人	1	—
	計	6,510	6,572
准組合員	個人	12,968	9,618
	農業協同組合	—	—
	農事組合法人	—	—
	その他の団体	10	10
	計	12,978	9,628
合計		19,488	16,200

4. 組合員組織の状況

組織名	構成員数
野菜振興会	503人
緑花振興会	30人
果樹振興会	48人
4Hクラブ	19人
観光農業振興会	33人
農作業受託協議会	8人
酪農協議会	22人
女性会	2,538人
資産管理研究会	798人
年金友の会	2,427人

（注）組織名については７月１日現在を、構成員数については３月31日現在を基準として記載しています。

5. 職員数

（単位：人）

区分	平成18年度末	平成17年度末
男性	179	188
女性	102	102
正職員計	281	290
受入出向者	1	1
派遣	40	25
合計	322	316

（注）確定拠出年金（個人型）の運営管理業に従事する使用人の数は２人です。
（平成19年４月１日現在）

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する項目はありません。

7. 地区一覧

●事務所および主要施設の所在地

8. 店舗一覧

■事　務　所

（平成19年７月１日現在）

施設の名称	郵便番号	所　在　地	電話番号	事業内容	ATM設置台数
本　所	593-8301	堺市西区上野芝町２丁１番１号	278－3333	総合・相談その他	１台
営農センター	599-8242	中区陶器北56-２	234－1900	購買・販売・利用・指導	—
農産物直売所	590-0125	南区鉢ヶ峯寺2405-１	296－9926	販売	—
生活センター	599-8272	中区深井中町1455-３	270－5454	加工・指導	—
中央支所	590-0005	堺区南清水町２丁４-１	238－3107	総合	１台
中部南支所	590-0814	堺区石津町３丁４-１	241－2785	総合	１台
百舌鳥支所	591-8037	北区百舌鳥赤畑町５丁743-４	252－2528	総合	１台
五箇荘支所	591-8005	北区新堀町２丁103	252－0403	総合	１台
浜寺支所	592-8348	西区浜寺諏訪森町中３丁244-25	262－0122	総合	１台
深井支所	599-8272	中区深井中町1454-１	278－0112	総合	１台
八田荘支所	599-8267	中区八田寺町226-１	271－1541	総合	１台
東百舌鳥支所	599-8232	中区新家町253-１	237－5461	総合	１台
津久野支所	593-8322	西区津久野町２丁９-11	271－5821	総合	１台
北八下支所	591-8012	北区中村町253-６	252－0054	総合	１台
南八下支所	599-8103	東区菩提町５丁232	285－0129	総合	１台
日置荘支所	599-8114	東区日置荘西町３丁13-８	285－0023	総合	１台
久世支所	599-8251	中区平井122-２	278－0122	総合	１台
東陶器支所	599-8242	中区陶器北455-１	237－5101	総合	１台
西陶器支所	599-8246	中区田園575-７	236－5481	総合	１台
上神谷支所	590-0121	南区片蔵30	297－0521	総合	１台
福泉支所	593-8312	西区草部182-２	273－4051	総合	１台
美木多支所	590-0136	南区美木多上44-１	297－0621	総合	１台
登美丘支所	599-8126	東区大美野65-４	235－1551	総合	１台
金岡支所	591-8022	北区金岡町1088	252－0027	総合	１台
鳳支所	593-8326	西区鳳西町１丁76-２	263－6112	総合	１台

（注）事業内容欄の総合とは、信用・共済・購買・販売・指導事業をいいます。

■店外ＡＴＭ

施設の名称	所　在　地	ＡＴＭ設置台数
大庭寺キャッシュサービスコーナー	堺市南区大庭寺106-４	１台
鳳北キャッシュサービスコーナー	西区鳳中町２丁50-２	１台

9. 沿革・あゆみ

昭和44年３月	堺市内19農協が合併し「堺市農業協同組合」発足
９月	『堺市農協情報』創刊（平成５年４月『ＣＲＯＰ』に改称）
昭和46年５月	堺市農協農業会館（本所）完成
昭和47年５月	旧金岡・鳳農協と合併し、一市一農協として発足
昭和51年６月	育苗センター完成（昭和56年４月18日「営農センター」に改称）
11月	第１回堺市農業祭開催・営農テレホンサービス開始（TEL 277－3591）
昭和53年９月	「営農フェア」開催（現在の「ＪＡフェア」の前身）
昭和54年３月	合併10周年記念式典挙行
昭和56年４月	外務（渉外）担当職員設置
６月	堺市農業研修センター完成
昭和57年12月	計画（予約）購買制度スタート
昭和58年５月	第１次中期経営計画策定（以後３年ごとに策定。現在第９次同計画を実践中）
昭和59年１月	営農外務員制度導入
８月	全銀内国為替制度に加盟
12月	第１次地域農業振興計画策定（以後５年ごとに策定。現在第５次同計画を実践中）
昭和60年10月	ＡＴＭ全店舗に設置
昭和61年７月	堺市農協資産管理連絡協議会発足
昭和63年６月	学経理事制導入
８月	グルメレディースサークル発足
９月	年金友の会連絡協議会発足
平成元年３月	合併20周年記念式典挙行
４月	土曜組合員相談室開設
９月	婦人会結成20周年記念大会開催
11月	ハンディ端末機導入
平成２年４月	営農情報紙『わかば』創刊
８月	貯金残高2,000億円達成
平成３年10月	農産加工所（生活センター）開所・外貨両替業務取り扱い開始
平成４年４月	農協ＣＩを導入し、愛称「ＪＡ堺市」設定
平成５年７月	資産管理情報誌『みのり』創刊
平成７年４月	新土壌分析システム導入
平成８年４月	カタログショッピング開始
平成９年１月	本所機構の改革実施（５部２室12課制）
平成10年３月	ＪＡ全中から「平成９年度優良農業協同組合表彰」受賞
10月	鳳南支所、大庭寺・鳳北出張所を、福泉支所、鳳支所に統合
11月	購買品配送体制の合理化（８支所を対象に試行）実施
平成11年３月	合併30周年記念式典挙行
８月	府から「特定組合」の承認を受ける（余裕金運用基準の緩和）
９月	女性会結成30周年記念式典挙行
10月	証券投資信託の取り扱い開始
平成12年４月	ＡＬＭ（資産と負債の総合管理）委員会設置
４月	外貨預金の取り扱い開始
４月	農業公園　堺・緑のミュージアム『ハーベストの丘』開園 同所に地場農産物を販売する『農産物直売所』設置
12月	コンプライアンス（法令順守）・マニュアル制定
平成13年６月	ホームページ開設
７月	長期共済保障保有高6,000億円達成
平成15年３月	確定拠出年金の取り扱い開始
３月	ＪＡ全中から「平成14年度特別優良農業協同組合表彰」受賞
平成16年２月	第３回ＪＡバンク全国大会で「優績表彰」受賞
４月	大阪エコ農産物「泉州さかい育ち」のトレーサビリティーシステムをＪＡ堺市のホームページに導入
平成17年３月	「堺市農業協同組合個人情報保護方針」と「セキュリティー基本方針」を制定
４月	「個人情報保護法に関する法律」施行
８月	貯金残高3,000億円達成
10月	経済事業改革にともなう組織整備。営農部と経済部を統合し「営農経済部」を設置
11月	営農センター購買倉庫・購買店舗営業開始
平成18年４月	「ハーベストの丘農産物直売所」の指定管理者となる

個人情報保護の取り組み

平成17年４月１日から、個人情報の保護に関する法律が施行されました。ＪＡ堺市では、組合員・お客さまからの信頼が第一と考え、以下の方針を掲げ、個人情報の漏えい、内容の改ざんの防止などのための厳格な管理を実施します。また全職員に『コンプライアンス・マニュアル』を配布し、プライバシーに関する情報には守秘義務を遵守するよう、周知徹底をはかっています。なお当ＪＡにおける「個人情報の利用目的」は、本・支所店頭に掲示するとともに、ホームページで公開しています。

堺市農業協同組合個人情報保護方針

堺市農業協同組合
代表理事組合長　津塩壽郎
平成17年３月24日制定

堺市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
   個人情報とは、法第２条第１項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
2. 当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。
   ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。
   ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当組合は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。
   個人データとは、法第２条第４項が規定する、個人情報データベース等（法第２条第２項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6. 当組合は、保有個人データにつき法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
   保有個人データとは、法第２条第５項に規定するデータをいいます。
7. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
8. 当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以　上

堺市農業協同組合セキュリティ基本方針

堺市農業協同組合
代表理事組合長　津塩壽郎
平成17年３月24日制定

堺市農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預りした情報のセキュリティ※1の確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステム※2を確立し、維持改善に努めます。

以　上

※１　セキュリティ＝安全管理
※２　情報セキュリティマネジメントシステム＝組織的に情報セキュリティの維持と向上のための方策を立案、運用、見直し、改善すること

JA堺市

JA堺市　ディスクロージャー誌

発　行　日　平成19年7月30日
編集・発行　堺市農業協同組合
〒593-8301
堺市西区上野芝町2丁1番1号
TEL 072-278-3333
http//www.ja-sakai.or.jp

PRINTED WITH SOY INK
環境にやさしい大豆油インキを使用しています。